

# 1. 平成26年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成26年6月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲 子 夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課 長 加 藤 光 俊  
補 佐

### ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 鷺見馨君、8番 山田忠平君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁については、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 清 水 正 照 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、11番 清水正照君の質問の許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

先月25日に、郡上市合併市政施行10周年記念の式典と、市民の広場が「ずっと郡上もって郡上」というテーマをもとに開催をされました。合併10年を振り返り、将来の郡上について確認し合い、市民の方と一緒に考えて考えるよい機会であったのではないかとこのことを思います。

郡上市の将来人口を維持するにはどうしたらよいか。人口減少化社会において、人材の活用、また立地を生かした雇用の場の確保を進め、人口を維持する。また、人口の減少をおくらせるような手立てはないかということの思い、質問をさせていただきます。

初めに、日本創成会議が発表した人口推計についての見解をお伺いをいたしたいと思っております。これは5月9日の新聞報道でしたが、「自治体の5割若い女性半減、地域崩壊の恐れ」との記事が掲載され、多くの市民の方が驚かれたのではないかとこのことを思います。消滅都市というような見

出しでもありましたが、これは有識者でつくる日本創成会議が、国立社会保障・人口問題研究所が昨年公表した将来推計人口をもとに、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続くとの想定で、2040年の人口の推計を発表いたしました。

発表によりますと、郡上市では20代から30代の若い若年女性の方が約60%減少し、2040年の総人口は2万6,235人というふうに示されております。昨年の広報郡上の6月号に先ほど言いました国立社会保障・人口問題研究所からの公表のあった、町、日本の地域別将来推計人口をもとに、郡上市の総人口の推移が掲載をされました。それによりますと2040年の総人口は2万8,788人で、2040年まで5年ごとに約2,600人の減少というふうになっています。

日本創成会議の発表は、地方自治体に対して人口問題について、より厳しく指摘し、対策を求めるものではないかというふうに思います。どのように受けとめられておるのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今回の日本創成会議の問題提起でありますけれども、私は国民あるいは地域住民が人口問題というものに関心を持って、これから我が国はどうするのか、あるいは地域はどうするのかということをも真剣に考える、そういう契機を与えてくれたものとしては、大変意義のある問題提起だというふうに思っております。

ただ、これは単に私たち各自治体、地域に対してだけ問題提起をしたものではなくて、もっと大きく言えば日本国という国がこの人口問題をどう考えるかということをも提起をしているというふうに思います。

今回のこの日本創成会議の、いわば30年後、2040年の人口の姿というのは、国立社会保障・人口問題研究所の推計より比べてみますと、地方のほうはいち早く高齢化というものが進んで、2040年までの人口推計を見ますと、ところによってはもう、高齢人口は逆に絶対数としては減っていくという状況になるわけです。そのことが、逆に地方における、特に介護とか福祉、医療といったような仕事に従事するような若い女性の仕事場がなくなって、逆にこれから2040年に向かってふえる65歳以上の人口が大きくふえる大都市圏へ流出してしまうというようなことが、一つ物の見方としてあるというふうに思っております。

そういうことで、今回このレポートの問題提起は、一つはやはり今、日本全体としての人口のパイが非常に小さくなってることに対してどうするのかという、全体的な問題と、それからもう一つは、今回消滅可能性都市というような、大変ショッキングな用語で問題提起をされましたけれども、やはり究極は東京圏を初めとして大都市圏への一極集中、あるいは三極集中になるかもし

れませんが、そうした大都市圏への人口集中をいかに地方で食いとめるかと、こういう問題提起でございませう。したがって、前段のほうは、どちらかといえば自然増をどうやって図るかという問題であり、後段のほうは社会移動という問題を日本列島全体に、やはりわたってどう、バランスのよい国土をつくっていくかということに対する問題提起であるというふうに思っております。

今回、結果としてこの創成会議の2040年の推計はお話のように、人口問題研究所の推計よりも、郡上市にとっては特に厳しい数字が示されたわけでありませうけれども、基本的にはこうした趨勢というものは、郡上市はしっかり認識をしながらこれからの対応をとっていかなければいけないというふうに思っておりますので、特別ショックはございませうけれども、いたずらに悲観をしないようにやるべきことをやっていくということではないかというふうに思っております。

そういう意味で、これまでも続けてきた、特に郡上市の赤ちゃんの数をどれだけふやし、あるいは維持をしていくかという問題。あるいは若者の雇用の場等を確保しながら、やはり次世代を再生産をしていく人口というものを維持していくかというようなことに、大きな政策的な重点を置いて行かなければいけないというふうに思っております。

郡上市のほうとしましては、今、私市長をトップとする、人口問題対策会議の本部のようなものを設けてまして、今、若い人たちがこの問題をどう取り組んでいくかというようなことについて議論を始めたところ、勉強を始めたところでありませうので、従来の政策を、もう一度洗い直しながらこの問題にしっかり対応していきたいというふうに思っております。

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

（11番議員挙手）

○11番（清水正照君） ありがとうございます。

この問題は、また同僚議員からもあると思ひませうし、やはりその地域に人が住み、やはりその町並みや農村の風景が守られていく、そして地域の営みが続けられる、こういった地域であってほしいと思ひませうし、やはりそういったことをつくるためにも、地域をつくるためにも、今の、先ほど言ひませう、広報の昨年の6月号でしたけれども、それでは郡上市の総人口の推移を示されて、市民の皆さんと一緒に将来の人口について考えようではないかということで市としても呼びかけられておひませうし、やはり対策人口の問題についてはいろんな手を打っていただひているのが、現実だろうということをおひませう。

その6月号に、これから進む「みち」というようなことでテーマを書ひておひませうが、市民がやはり、みんなが元気で長生きをできるまちづくり、そういったことを進めるために、提案として60歳代の方を中心とした人材活用を提案をしたいなということをおひませう。

この人たちは年齢的に、若い時には青年団を経験したり、女性の方も女性の会で経験をしたり、男性が消防団をやったりというようなことで、やはり、地域に対しての強い思いのある世代ではな

いかなということをおもいます。そうした成年層といひますか、そういった人たちがやはり今、地域のつなぎ役として自治会や公民館単位で、地域の集会場などを拠点にして、会社や社会で培った経験を生かしていただく。

今後、ますますの高齢化が進む中で、目標を持ち、地域を支える世代として地域の課題に取り組んでいただくことが大切ではないかと思ひます。世代を超えてNPOや地域づくりなどに一生懸命取り組み、活動してみる方もありますが、行政とたくさんの市民がやはり力を合わせて、人が動く、これは市民協働の冊子の中から引用させていただきましたが、市民協働とはというような中で、行政とたくさんの市民の力を寄せ合って人が動く、そのような市民協働の活動が今まで以上に大切ではないかということをおもいます。

そこで、一番地域に密着した自治会の活性化や、そういった地域の支援事業などを進めておっていただきますし、取り組んでおっていただくわけですが、自治会の中でのそういった成年層の取り組みの状況と、60歳代の活用についての方策について、担当部長にお伺いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、御質問2つあったというふうを受けてとめておりますけれども、最初に自治会の活性化あるいは地域の支援事業ということで、お答えをさせていただきますけれども。

自治会、地区会につきましては、居住される近隣の方々が相携えて日々の生活を助け合い、地域課題に対処され、また伝統行事を守り育てていただく、住民生活の最も大切な基盤であります。と同時に、行政にとりましても大事な主人公でありまして、事業展開にあたってはあらゆる場面で必要なパートナーであります。

したがいまして、自治会はもともと自発的かつ自主的な組織であります、より主体的な活動が高まるように連合会、また支部を通じて連携し、御支援させていただいているところであります。

そこで、地域支援事業として企画分野におきましての取り組みですが、総合計画の地域における支え合いの仕組みづくりと、あるいは地域の活性化ということをもととして、平成21年度から集落総点検夢ビジョン策定モデル事業を展開をさせていただきました。集落の課題を皆さんが自ら点検をし、そしてその課題を共有し、地域資源の発掘や活用により地域の活性化を図るという取り組みでございますが、この5年間で31団体、合計1,444万円の御支援をして、運動に取り組んでいただけてきたところでございます。

平成25年度におきましても6団体で300万円の御支援、事業費をもって行ったわけでありましてけれども、事例を申し上げますと八幡地域におきましては、小那比の夢ビジョン策定実行委員会。それから、大和におきましては篠脇文化顕彰会、白鳥におきましては野添の自治会、また美並におき

ましては粥川の自治会、明宝におきましては二間手自治会、和良では安郷野自治会ということで、自治会を中心とされまして、非常に地域のたくましい取り組みをしていただいているところであります。

また、この夢ビジョン策定されますと、3年間はいろいろなソフト事業を展開をしていただくということで、いわゆる協働まちづくり事業というものを御支援をさせていただいておりますが、これは実にそれ以前の市民活動促進事業を含めまして、これまで延べ、実数では61団体、2年、3年と重なる場合もありますので、延べ101団体、合計で2,229万円の御支援の事業を展開をさせていただきまして、平成25年度におきましても21団体、357万円の事業費をもって事業を行わせていただいております。

25年度の主な、この協働まちづくり事業を少し紹介させていただきますけれども、大和の母袋地域づくり協議会では、ひな祭り会ですね、それから母袋祭、あるいは盆踊り大会。非常に地域の皆さんがそういうコミュニティの増進のために、古くからあったものを生かした、また皆さんのそうしたイベントを多く開催されましたし、また地域の美化運動なども実施をさせていただいております。

明宝の小川のふるさとづくり委員会におきましては、地域のイメージアップ活動、はな桃の里づくりです。それから遊歩道の維持、補修、また空き家対策なども行っておられます。市民団体におかれましては、食育応援隊ということで、今の「たんと君」を持ちまして、地域イベントでの「たんと君」の出演、あるいは歌をつくられまして、非常に多くの取り組みをさせていただいております。

こうした地域づくりの取り組みを進めてきておるわけでありまして、ただいま申されましたように、60歳を越える皆さんのお取り組みということで、たまたまこの年齢構成をちょっと見てみたわけですが、一つは地域づくり団体、今企画で把握しております64団体のうち、そのリーダーを担っていただいております60歳代の方は17人で26.6%、70歳代以上の方が17人でやはり26.6ということで、60歳を越える方のリーダーが実に53%ということで、やはり地域における豊富な経験と、また知見を持たれまして、それぞれこうした地域づくり運動のリーダーとして御活躍をいただいております。

それで、提案に対する方策であります、ただいま申し上げたように、既に自治会におかれまして地域づくり団体におかれましても、相当数60代の皆さんが御活躍でございます。

昨年度の、先ほど申し上げた地域づくりの支援事業におきましては、60歳代の代表者は27団体中17名ございまして、63%を占めております。

また、公民館の活動におきましても、シニア世代の参画につきましては、既に公民館の学級とか講座の講師、あるいは指導者、おはやしクラブの協力による夏祭りなど実績が非常にありまして、公民館長さんも26名のうち22名の方が60歳以上の方で、やはりむしろ、シニア世代が中心となって、この地域の公民館活動を支えて、引っ張っていただけているということでございます。むしろ、

若い人の大いなるリーダーシップをこれからはつくっていく必要があるということでもございます。

子育てを終えられました一定の、そういう時間的余裕もあって、これまでの人生経験からそうした知識とか、技能をお持ちの皆さんには今後とも御活躍をいただく中で、それぞれの皆さんの健康の保持、あるいは地域貢献に対する生きがいというふうなこともございますので、今まで以上にやはり、元気で長生きをしていただくうえで、60歳代以上の方々がこうした第一線で活躍されるということは非常に大事なことだというふうに捉えておりますので、今後ともそういう方向での取り組みということにつきましては、若い人の御活躍も、これも必要なわけでありませけれども、ともに力を合わせた地域の支え合いの仕組みづくりと、そして活性化という取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。今までやってこられた成果が表れているということだろうと思いますが、やはりそれ以外のところ、やはりなかなかそういったことを受け入れていただけないといいますか、そういった地域というのがあるんじゃないかなということを思います。やはり、そういったところに対しても何か仕掛けていくというようなことが必要でないかなということを思います。

今、中山間の関係でちょっと参画をしておるんですが、ここ10年すると農地が荒廃してきて大変なことになるぞというような話をしたりするわけですけども、やはりそういったところに目を向けていただくようなことも必要なということを思います。

この質問させていただきたいのは、ちょっと市長にお伺いをしたいんですけども。神奈川県の大和市が、「60歳代を高齢者と言わない都市」の宣言をしております。これは、人生80年の時代を迎え、これまで高齢者とされてきた世代の意識も大きく変わり、今では多くの方々が生き生きと過ごしています。家庭や地域を支えている方、職場で頑張っている方など、豊かな知識と深い経験を持つ人材は大和市の貴重な宝です。こうした方々にいつまでもはつらつと元気に活躍していただきたいと考え、ここに60歳代を高齢者と言わないことを宣言します。というようなことでことしの4月ですか、大和市がそういった形で宣言をなされております。

こういった一つの動機づけといいますか、というのは非常に大事なことではないかなということを思います。やはり何らかの形でアクションを起していくということが、やはり行政から市民に対して、そこに住む人たちはみんな大切な人なんだから頑張ってもらいたいというような投げかけが必要ではないかなということですが、市長いかがですか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。全く同感でございます。人は、高齢者と、これ

は齢が高いと、年齢が高いと書く高齢者というふうと呼ばれるようになったら、俺も年かということになるわけですから、今はやはり相当、何ていいますか肉体的にも、全般的にやはり昔とは違って若い体力、気力を持った方々が多いというふうに思います。そういう意味では、よく高齢者、65歳以上を高齢者というふうに人口学なんかでは定義してるわけですが、もう少し定義を変えるべきではないかというような議論がございます。

私ちょうど、ことしの3月で70歳になったんですけども、少しも高齢者になったような気がしません。やはりもっともっと、健康保持をして、やれることをやりたいなと思っておりますが、実はこの間、全国市長会がございまして、その際にプロスキーヤーであり登山家である三浦雄一郎さんのお話しをお聞きをいたしました。

65歳ちょっと過ぎたところでメタボになってしまって、これではいけないということで70歳でエベレストへ登るといふ、その志を立てて、あらゆる健康管理とかトレーニングをしたと、70歳で登ったら、今度は75歳でも登ろうということでもまた頑張ったと。

そしてこの間は80歳で登られたということですが、そのときにも、やはり例えば健康ということ一つをとっても、守る健康と攻めの健康があるとおっしゃいました。守る健康というのは、それなりあまり年をとらないようにするという健康ですが、攻めの健康というのは単に健康であればいいということではなくて、何かやはりやりたいこと、夢を持つこと、そういうことによってやはり自らの充実した人生を生きるということができないのではないかという、非常に感銘を受けたわけでもありますけれども。

やはり、郡上の市民の皆さんが60歳代になったから、もうそろそろ年をとったわい、ということではなくて、やはり何か自分はやりたいこと、それは個人的なこともあるかもしれませんが、社会的な貢献とか、いろんな地域に対する役割を果たすというようなこともあると思いますが、何かやっぱり夢やそういう志をもって、そして積極的に健康を保つと、そして活動を、生き生きとした活動をすると、こんな社会がやはり、これから郡上市も目指していければというふうに思いますので、言葉の問題というのは非常に大事でございますので、よく御提言の趣旨を戴して、今後検討してまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 市長、ありがとうございました。積極的に取り組んでいただけるものというふうに思います。

議員の中も過半数が60歳以上なんですけど、やはり商業所もシニアコーナーと表記されていると、なかなかそこへは行きづらいと。今、アクティブシニアというような表示で、積極的な行動的な年長者というような形での商業所の取り組みといたしますか、誘客をしてみるというようなことを聞

きますが、やはり本当に積極的に活動していただける世代でないかと思しますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、次に、やはり人口減少に歯止めをかけなければならないというふうに思います。その対策として、先ほども市長言われましたが、子どもを安心して産み育てることができる施策や、やはり既存の企業に対しての産業振興施策などについては実施をしていただいておりますし、その成果も上がっておるんじゃないかなということを思いますし、やっぱり市長の前の答弁では、あらゆる手を打っていくというような思いをもってお見えます。

企業の活性化によって、働く場所の確保という意味合いの中で提案をしたいと思いますが、白鳥インター周辺に物流の拠点を整備できないかなということを思います。東海北陸自動車道が白鳥インターから飛騨清美インターまでの間の4車線化工事が今進んでおります。これ平成30年度末の完成を目指して工事が進められておりますが、合わせて中部縦貫自動車道についても白鳥インターのほうへ向かって工事が進んでおります。そういった中で、白鳥地域が東海と北陸、長野を結ぶ高速交通の要衝になる、近い将来になってくるということを思います。

今年度、工場団地計画のための適地調査という調査費が盛り込まれております。これは、企業の選択肢を広げ、地域資源活用型の企業誘致を進める目的で行われております。白鳥インター周辺、最適の立地にあるんじゃないかなということを思い、この辺の調査も行っていただき、物流拠点としての配送センター、高速で行きますと各所にそういったものありますが、整備に向けて取り組んでいただけないか、市長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、先ほど第1問目に私に対して問いかけられた人口減少というものを、どう緩やかなものにしていくかということで、若い人たちが郡上で住み、次の世代を担う子どもたちを再生産していくということが非常に大事だということを申し上げましたが、そのやはり基本は、もちろん子育てに対するいろんな福祉とか、医療とかいろんなものに対する支援等もございしますが、もう一つは、その子育て世代の人たちが、やはり一定の所得を持って、自信を持って家庭を営むことができるような条件整備が必要だというふうに思います。

それは、もちろんこの個人的にいろんな形で企業を興すといいですか、そういうような道を選ぶ方もいらっしゃるでしょうし、例えば今お話しがありましたように、やはり何らかの形で、今後郡上市にも工場誘致、あるいはただいまは物流の機能を持ったものというお話をされましたが、そういうようなものをできるだけ可能性を探って取り組む必要があるというふうに思っております。

今お話しございましたように、今年度郡上市としてはこの郡上市内でそうした何らかの企業誘致ができる適地をもう一遍洗い直してみようということで、予算的には350万円程度のその予算を組んで、今これから調査に取りかかろうとしております。

やはり、こうした企業誘致の適地と申しますか、それはいろいろな交通要件であるとか、あるいはその土地のいろんな条件であるとか、いろいろなことを考えなければいけないわけですが、やはり私は今お話しがありましたように、郡上市においてはまずもって東海北陸自動車道の沿線が、やはりもう一度点検をしてそうした可能性のある土地はないかということ、検討する必要があるのかというふうに思っております。美並のほうから、美並インターから高鷲インターまでであるわけですが、そういうインター周辺等はやはりおっしゃるように、可能性のあるところがあるんじゃないかというふうに思っています。

そういう中で、御指摘のありました白鳥インターの周辺でありますけれども、ここにつきまして、合併前の平成10年度に旧白鳥町において策定された土地利用基本構想のようなものにも、今御指摘のように、この地域はちょうど東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が交わる場所ですので、東海3県、北陸3県、あるいは長野県といったようなところへの、交通の要衝というようなことで、何らかの物流産業の適地ではないかというふうに構想をされております。物流ということになりますと、特に高速交通網の整備が必要でありまして、東海北陸自動車道は、ちょうど白鳥から清美インターまでの4車線化にかかっておりますが、課題はそれよりさらにまた、先のほうへいきますと、まだ対面交通ということで、ここもやはり早急に取り組む必要があるということでございます。

先般、国交省と岐阜県と富山県と、それから中日本高速道路、この4者によりまして、このまさに、今4車線化が始まっているところ、以北の4車線化等についても検討をする、東海北陸地方間ネットワーク交通課題検討会議というようなものが設置をされて、飛騨清美以北についてもこれから積極的に検討していこうというような取り組みが始まっておりますので、そういう取り組みを加速してもらいたいというふうに思っております。

また一方、北陸の方面は今中部縦貫自動車道ということで、お隣の大野市等でいろいろ事業が進められておりますが、永平寺大野間については、大体平成28年度ぐらいまでにはできるんじゃないかということで、今、事業は着々進んでおりますけれども、いわゆる大野から油坂間については、まだこれは相当時間がかかるだろうというふうには思っております。そういうことでありますので、地図上で見るとまことに白鳥インターの周辺は、今すぐにでも何か物流産業が誘致できそうな感じがしますけれども、まだちょっとそういう交通条件というものも、十分整っていないという感じはあるのではないかとこのように思っております。

しかし、別に物流でなくとも、何らかの形で、やはりこの周辺は、先ほど申し上げました工場の適地調査の一環として、どういう可能性があるのかということ、これを充分検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。

白鳥町時代に土地利用ということで、既に計画があるということで、もう既に15年ほどたっておるわけですが、やはり高速道路網が、整備が今の現状というふうなことで、なかなか難しい部分もあるかもしれませんが、やはり将来を見据えた、そういったことを進めていただければということをお思います。

やはり、市長この前の、いつの質問のお答えだったかちょっと記憶にはないですが、やはり白鳥インター周辺の開発については、大きな土地利用の観点からというふうな意味合いのことを言っておられました。やはり、そういった土地利用もそうですし、将来を見据えた中での土地を利用して、先ほど物流の拠点と言いましたけど、やはりそれに関連するような企業であったり、そういったものに合わせて誘致ができるといいかなというふうな思いを持ちますので、よろしくお願いをしたいなということをお思いますし。

やはり先ほどは質問しました、その人口状態に対して一喜一憂する必要はないかもしれませんが、やはり推計が出ておる部分に対して、やはりその推計の下のほうへいくんではなしに、どんだけでも上昇、上のほうへ向かっていけるような、これは減少ということは間違いなく起こることなんですけど、やはりそれでも、その推計の中でも、上のほうに向かっていけるような政策を打っていただくということが大切ではないかなということをお思いますので、今後の、先ほど言いました地域が、本当にみんなの力で守られていく、そのためにはあらゆる手段を打っていただきたいということをお願ひして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

---

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） おはようございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従ひまして質問をしてみたいと思ひます。

大きくは2点であります。

まず1点目、郡上市の木と水。これはことし市長さんが最初の所信表明で予算のときに言われた言葉でありますけども、この郡上市の木といったことでちょっと取り上げてみましたが、現在の郡上市における林業の現実と対策と書かせていただきました。

これは、新聞の社説の中の一部なんですけれども、林業に対する県民、国民の意識が低いのは、森林保全の公益性が浸透していないからという理由は当たらない。山仕事に公益性があっても儲け

がなければ従事する人は減る一方。植林から伐採、製材までの間で相応の利益があればジリ貧の現状には至らない。こういったことがあります。また、これ金原明善の話なんですけど、明善は確かに国土の保全には治山治水が必要と説いたが、実業家として人は利益が回らなければ動かないことを知り尽くしていた。こういった社説が新聞にありました。

それで、現在の郡上市の林業ですけれども、林業の現状ですが、大体ちょっと概算で言いますけれども、山へ入る方の人夫賃を2万円、1日2万円としますと、その方が造材される材積といったものは約4立米です、平均として。4立米といっても4立方メートルということです。ですと、1立方メートルの生産、1立米の生産費用は5,000円ということになります。その切った木を、林道まで集材してくるの約立米当たり2,000円、またその木材を市場まで持っていく運賃が2,000円、合計9,000円です。それにチェーンソーの油とか保険とかいろいろなもの入れると、約1万円の木材の生産費がかかると思っております。

それだけはなかなかすむものでないですけども、それが一つの相場ですけども、それにまだ市場の手数料とかいろいろなものが取られるわけですが、現在、木材の1立米当たりの平均価格は、A材、B材、C材、D材合わせますと約1万円であります。ということは、間伐しても何も残らない、お金は1銭も残らないといったのが現実であります。

ただし、経営計画を立てまして間伐を行えば、補助金といったものがいただけます。しかし、この経営計画ですけども、前は100ヘクタール以上といったすごい高いハードルでしたけども、ことしから30ヘクタールとか、いろいろハードルは低くなったとはいえますけども、市内は多くの小規模山林所有者があります。

こういった現状の中で、この山林に対してリーダー的な役割を果たせる人がなければ経営計画を樹立するのは非常に難しい、これが現状であります。そうしなければ間伐は進まないと思いますが、それに対する対策といったものをどうお考えか伺っておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 間伐に対する経費等でございますけど、ちょっとこちらのほうで調べたのは地域材倍増計画というその資料に基づいて調べた数字なんですけど、平成25年度の杉でございますけど、素材の生産費用というのを見てもまず杉の平均売買価格でございますけど、先ほど議員が言われたのよりちょっと安くて8,500円程度という数字が出ております。

それに対しまして、平均の間伐の費用は1万円、それから運賃ですとか市場の手数料を含みますと4,700円になり、総費用としましては1万4,700円がかかるということになっておりまして、補助金がなければ6,200円、立米当たりですね、赤字になるというような試算が出てます。

そこでですけど、事業主さん等につきましては低コスト材の木材の生産の取り組みでありますと

か、流通構造等を行っていただいております、現在の間伐補助金が立米当たり6,800円出ますので、そういったところから見ますと、補助金があるとようやく多少所有者にも利益還元ができるのではないかという現状でございます。

郡上市としましても、こういった経費等を所有者に少しでも利益が還元できるように施業地の集約化を進める、規模を増加する、あるいは基盤となります林道網を整備する、それから施業の機械化ですとか高機能の機械を導入による効率化によりまして生産コストを低減を図りながら、所有者のほうに少しでも利益が還元できるようにこれからも事業体の支援をしていきたいというふうに考えております。

また、森林経営計画でございますけど、これにつきましては平成24年度から始まっておるわけでございますけど、契約制度によりまして現在は一定のまとまりのある面積ということですけど、これは30ヘクタール以上というところで、林班の2分の1以上の面積があるとこういったような要件がございますけど、そういったところでなければ森林経営計画を立てることはできないという状況でございます。

ですので、議員が御指摘になりました小規模山林所有者ということになりますと、自ら森林面積を集めて確保してそういった調整を行わなければならないという点もございまして、森林経営を経営計画立てる自体の事務等もございまして、そういったことから考えますと個人における小規模山林事業者というのは、現実としましては経営計画というのは非常に難しいのではないかとというのが現実でございます。

そういったところでございまして、経営計画ができないと間伐補助金がもらえないというシステムとなっているというのが現状というふうに認識しております。

そこで、市としましてはですけど、今現実にやっておられます経営計画を立てておられます、特に森林組合でありますとか林業施業事業者、そういった方々にそういった小規模の山林の所有者がございまして、計画を立てるときにそういったところを巻き込んで、広い単位で取りまとめをしていただいて、そういった小規模山林所有者の方の山につきましても、施業をしていただくことによって間伐を進めていっていただきたいというふうなことを思っております。

ことし27年度でございますけど、そういった観点からちょっと市有林も含めてなんですけど、そういったところを含めて周りの森林小規模所有者を取りまとめを行いまして、92ヘクタール程度の森林経営計画を策定したいというふうに考えておりました、これからはこういったことを森林組合、あるいは事業者さんの、施業事業者さんにいろいろお願いしまして、そういったことで森林整備を進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。今お話にありました低コスト林業ということですけれども、その低コスト林業に欠かせないのが林道、作業道であります。

現状、市内の林道といったものは市が管理しなければならないようになってますけれども、これは林業が非常に儲かっているときはそれを利用する人が道を直して入っていくという、林道を直すといったことが行われましたが、昨年議会報告会でも高鷲の方で林道が荒れて困っている話を聞きました。

この市内の林道、作業道の現状、また市の管理する作業道、どれくらいあるのかでこともちょっとお聞きしたいなと思いますので質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 林道の件でございますけれども、今現在郡上市としましては林道の路線数としては274路線ございます。そのうちで、峰越林道といたしまして接続しとる林道ですけれども、峰越林道については62路線ございます。

そのほか、峰越林道以外になりますけれども212路線で、突っ込み林道と一般的には言っておりますけれども、そういった中で全延長で約611キロございます。その中で、今議員が言われましたように主に突っ込み林道になりますけれども、その林道の維持管理につきましては、基本的にはその受益者の方で管理していただいとるのが現状でございます。

しかしながら、やはりその林道の補修とか修繕等におきまして、やはりちょっと生コンが欲しいとか資材が欲しいとかといったような御相談があった場合には、材料支給というようなことでも助成はさせていただいておりますけれども、一番多いのが冬を越した後の凍み崩れが一番多いわけですから、やはりそういったときに話をいただいたときにこれはとてもやない、人だけではなかなか手間がかかってこれは大変やろうといったような路線につきましては、現場を見ながら重機あるいはダンプ等の借り上げをいたしまして、地域の方のほうへ助成をしとるのが現状でございます。

どちらにしましても、確かに山へ入られる方が少なくなってきた現状の中で、基本的には突っ込み林道の場合には10%の地元負担というのがございますけれども、やはり受益者の方がそのかわりと言っておかしいんですが、みずから出て管理していただくものについてはいただいておりますというのが現状ですので、そういったような林道がございましたら一応協議のほうをしていただければ、手助けできるところは手助けしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。続きまして、C材、D材の増加と利用といった

問題であります、これは今年度から中国木材が稼働すると聞いておりますが、そうしますとこの製材所が集材いたしますとC材、D材、いわゆる製材品に合わない木材の増加が考えられると思っております。

それに加えて、ことしはヘクタール当たり60立米までの搬出にしか補助金出なかったのは、ことしは90立米までの補助金が出るというふうに制度改革がなされました。ということは、山から出てくるC材、D材がものすごくふえるということになると思います。

このC材、D材の有効活用といったことを図る施設が郡上市にはございませんので、このエネルギーを市外に依存していますこの現状を少しでも郡上市で改善するために、このC材、D材の活用が必要だと思っておりますが、1点は皆さん言われますバイオマス発電、チップ材にして燃やしてバイオマス発電ですね。それからエコストーブといった話がこの藻谷浩介さんの里山資本主義ていった本にも載っております。

またもう1点、5月25日郡上市の合併10周年のときの新聞にこういった平岩和子さんの記事が載ってましたが、ウッドガストーブの製作が今美濃市の県立森林文化アカデミーで活動されるサークル、つながる森サロンの仲間とともに研究を重ねてる、こういった記事が載ってます。

いろんな形でこの木質、木を使ったエネルギーへの変換といったことが今行われてるわけですが、郡上市に対しては郡上市はどういうお考えでこのC材、D材に対する対応をされるのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） C材、D材ということでございますけど、郡上市には木質資源が非常に多くございますので、そういった活用が非常に重要かと考えております。

そこで、じゃあ現在どの程度資源があるかということでございますけど、26年の3月現在でございますけど、郡上市ですけど人工林の木質の資源の総蓄材量といいますと、1,552万9,000立方メートルがございます。

C材、D材でいいますと、このうちの35%程度がC材、D材でないかということになっておりまして、そうしますとC材、D材の総量は543万5,000立米の蓄材量があるんでないかというふうに考えております。

また天然林の総蓄材量でございますけど、につきましては554万4,000立方メートルということになってまして、天然林につきましてはほぼ95%程度がC材とかD材になるんでないかということ考えておりますと、人口林のC材、D材の総量と天然林のC材、D材でいいますか、それはほぼ同量程度でないかというふうに考えております。

じゃあ年間どの程度そういったものが、蓄材量に利用できるかということを考えておりますと、まず基本となりますのが年間の成長量がございまして、その部分について使用が可能ではないか

というようなことを考えてみますと、人工林につきましては年間の総成長量が26万4,000立方メートルになります。そのうちの0.35、35%がC材、D材ということになるとしますと、年間9万2,000立米の使用可能量があるんでないかというようなことがわかります。

それから天然林につきましては、その生産量につきましてはおおむね3万5,000立米程度が天然林のC材としてあるんでないかということを考えております。

この、例えば人工林のC材、D材の9万2,000立方メートルで量でございますけど、これにつきまして、例えば木質バイオマス発電施設というのがございますけど、これの一般家庭の1万1,000戸分でございますけど、この程度を稼働させるだけの潜在能力があるんでないかというふうに考えております。

ただしこれは全森林ですかね、山を、全森林を対象にしております数字でございますので、マックスで9万2,000ということで、実際は搬出がしやすいところからでいきますんで、こんなにたくさんは出ないんでないかというふうに考えております。難しいのではないかというふうに思ってます。

じゃあ市として、木質バイオマスの利用をどういうふうにするかでございますけど、平成23年度から家庭用のまきストーブの利用につきまして補助をしております、現在のところ118軒が家庭で導入しております、こういったところで熱利用が進んでいるということになります。この118戸でございますけど、木材量に換算してみますと、おおむね年間600から700立米の使用量になるんでないかというふうに思っております。

また、ことしは湯屋館につきまして木質ボイラーを導入するというにしておりますし、平成25年度におきましては、白鳥町の製材工場の中において木質ボイラーが国庫補助を受けて整備されたという現状もございます。

市としましては、今後もこういった市にあります木質バイオマスを利用するために、林地等の集約の課題、それから燃料用材の供給に対する課題、そういったものをいろいろこれから検討しながら公共施設への木質ボイラーの導入、あるいは導入による利用の推進、あるいは木質バイオマス発電等施設ができました折にはそういったものに対する供給の活用、そういったものについて推進していきたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。木質の木のバイオマスの利用といったこと、またストーブといったことですが、この木質ストーブというのは非常に高いんですね。何十万とします。非常に普及には難しいと思いますが、先ほど言いましたこのエコストーブとか、先ほど新聞で紹介しましたウッドガスストーブ、これ製作なんかは非常に1万円を切った段階でできるということですので、ぜひ皆さんで、皆さんていうか郡上市でも試してみる必要があるんじゃないかな

という気がします。

石油に頼らない、森から始める日本再生、これ養老孟司さんの本です。また植えない森づくりといった本も出ておりますが、もう少しやっぱりエネルギーを外から入れるんじゃないし、自分でやっぱり自分たちのエネルギーを自給自足していくといった郡上市、これは真庭市が一つのいい例ですけれども、そういったことの取り組みは今後なされるべきだと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、治山治水、獣害対策ですけれども、これは言うまでもなく健全な森をつくれればこういいたことが起きるわけですが、以前間伐ですね、間伐して木を切るのになぜCO<sub>2</sub>の削減になるのかと質問受けたことありますが、植物といったものは成長するときにCO<sub>2</sub>を吸収して酸素を出します。

間伐をしない山といったものは、成長が非常に悪いです。それで、間伐をしてあげると間伐された木はCO<sub>2</sub>を含めたまま倒れて、これは燃やすまでCO<sub>2</sub>をほとんど出さなくて済みます。また、残された森林といったものは成長が著しくなりますので、その成長の過程でCO<sub>2</sub>の吸収を行います。

また、間伐を行うことによって山の下まで、そうですね土地まで光が入ることによってまた他の植物が生えてきます。この成長もCO<sub>2</sub>を削減するのに役立つものだと思います。

そういった意味で、間伐はCO<sub>2</sub>の削減に非常に効果があるといったことをもう少し皆さんに知っておいていただきたいなことがありますし、また杉の花粉症のことで杉の林に随分恨みを持ってみえる方もあると思いますけれども、私の持論で言いますと成長がとまった木は花粉をつけます。成長している木は花粉をつけません。

もう1つは、根を傷つけると必ずと言っていいぐらい木は実をつけます。これは子孫を残そうといった自然界の法則だと私は思っておりますけれども、結局自分が成長できなくなった段階で次の子孫をつくらうということで実をつけるんじゃないかな、これ自然界のそういったことが起きてるんじゃないかと。間伐をしっかりして健全な山をつくれれば、この花粉の問題もある程度解決するんじゃないかなというのが私の持論であります。

そんな形で、間伐がぜひとも行われるように郡上市は進めていただきたいと思いますが、その中で、間伐の話はこれまでですが、1点疑問に思うことがありました。それはこの、山の水の問題ですね。

郡上には簡易水道の水源地が幾つもあります。この山の水の権利といったものはどういうふうになっているのかな、もしも外国の方が山を買ってしまってそこに郡上市の水源地があったらどうなるんだろうということも思ったりもしますので、山の水の権利ですね、こういったものについては一体全体どうなってるのかちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 水でございますけど、これにつきましては地権者に関係なく公的なものというふうに考えております。ですので、国であり市であり県というところが管理をしていくものというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 了解いたしました。ちょっと安心しましたけれども、不安な面もありますので。

では続きまして、時間がございませんので、2番目の田園回帰といった問題に入らせていただきたいと思えます。

先ほども、同僚議員が人口問題随分話をしておりましたが、私4月に研修に行った段階でそのときに小田切徳美先生ですか、のお話を聞きました。この方は以前にも郡上市の明宝のほうにも来られたという話を聞きました。農山村再生「限界集落」問題を超えて、小田切徳美さん、こんな本も出ておりますけれども、この中で非常に目新しい言葉ですけれども新たな動き田園回帰の胎動といったお話もなされました。

資料はそれぞれ市長公室長にもお渡ししましたけれども、この中で20代の農山漁村への移住を希望するものの割合が60代より高い、これが1点びっくりしました。それから今中国地方の、日本の中国地方ですよ、岡山とか鳥取その辺のところ、島根ですけれども、この辺で若者の移住がふえて人口がふえているといったお話も聞きました。

若者の田園回帰、こういったことが今起きてる、これが社会増を生み出す重要な、この郡上市にとっても重要な問題になるんじゃないかなと思っております。こういったことについて市はどうお考えなのか。

またこんな話もあります。すごくおいしい水もあって森もあっていいじゃないですか、地元の人にはやっぱり何かスーパーとかいろいろな物が買える場所があった方が若い者はいいんじゃないかという考えを持っているらしいんですが、そうではなくて地元の人が持っているいろんな知恵とか自立して生きていける力とかそういうことを今すごく必要としていて、それを学びたくて若い者は農山村へ向かってる、こんな話もされました。

これについて郡上市の、こういった若い人たちの考えに対する対応の仕方というのは今後どうなのか、ちょっとお伺いしておきたいと思えますのでよろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それではただいまの御質問のお答えをさせていただきますが、初めに若者の田園回帰というものを探る1つの手法として、交流移住推進協議会での相談の事例を御紹介

したいと思いますけれども、協議会には専任職員2人常駐をしております、中坪庁舎の中ですけれども、出張しての相談も行いますし、また宝島社出版の田舎暮らしの本で非常に幾たびも郡上市が全国の中でも上位に重ねて取り上げていただいたこと等もありますし、情報発信もしておるということで、電話の御相談あるいはメールのご相談も含めてですけれども、昨年度は131件あったということでもあります。

この131件の中で、20代までの方が16件、30代の方が一番多くて37件、40代の方が28件、50歳代が13件、60歳代が25件、70歳代が9件、不明3件、要するにすなわち20歳から30歳代の若手の方が全体で53件ありますから4割ぐらいを占めるということです。

それから、このうち実際に移住された方は16世帯26人ですが、実に20歳代が4世帯、30歳代が7世帯ありますので、この2つの40前の若い世代が7割を約占めるということで、御指摘のように郡上市においてもその田園回帰という、若い人たちの郡上への志向というのがここに顕著に見られるのではないかというふうに思います。

なお、郡上へお越しになった方は今16世帯26人と言いました。これはあくまで推進協議会のお世話をした方でありまして、農林水産部の新たな定住者に対する建物の購入への助成、あるいは建築への助成を見ても59人ほどありますので世帯、このほかにも多くあるわけですが、全体として見ますとやはり郡上では長くメタセコイアの森の仲間たちとか山と川の学校など、すごく自然を愛し大事にし、さまざまな自然体験の場を提供しているすぐれた団体があります。

そこに非常に多くの、我々も見かけますし楽しく話をさせてもらうわけですが、全国各地からここに大勢の若い人が来てみえることがあります。そうした人の、若い人のネットワークというものが、すごく郡上としては財産になっておるのではないかというふうにして思います。

また若い林業従事者もすごく多く見られますし、石徹白で行われておりますような子育て移住の地域づくりと、こういうものを含めまして非常に郡上はある意味では若い人たちが豊かな自然を満喫して、新しい自分での価値観を持って生きるという場としてのある種の先進地といえますか、高まりを持ったところではないかというふうにして思っております。

またもう1つの事例としては、地域づくり協力隊でありますけれども、これもこれまでに3年間継続できるわけですが、短かった方も含めて13人の方を受け入れてきておりますが、ほとんどこの方ももちろん20代30代の方が多いわけです。この方たちの中で、13人中7の方がこれまでに退任しておりますが、そのうち4人の方は引き続き郡上に今住んでおっていただくわけでありまして、57%になります。

全国の協力隊の平均的な定住率が56%ですから、少し上回るような状況でありまして、今御指摘のような郡上がそういう場としてひとつ選ばれておるということは思うわけでありまして。

これから郡上市といたしましては、こうしたものが社会増がそれが結婚されれば多くの自然増を

生み出すわけですから、そういう意味におきましてこのムーブメントを高めていきたいというふうに思っております。

ちょうど里山の袋が10周年ということで、こしは交流移住の中でも特別の記念事業を組んでおりますし、四万十川と長良川コラボさせて全国発信の非常にインパクトのある取り組みもしようということとしております。また団体提案型の協働まちづくりにおきまして、テレワーク型人材の誘致及び移住促進に関する取り組みをこしは採用させていただきました。

こういうわけで、郡上にいながらそういうふうな情報通信基盤を使って、若い人たちが全国的な展開をする、企業活動をする、こういうことも御支援をさせていただくということを含めて、今御指摘のような若い人たちが郡上で住んでいただけるような対策と申しますか、対応を一生懸命講じていきたいというふうに思います。

また、若者カフェというのをこし行う予定でありまして、若い人にとって我々が考えるよりもそういう世代の人が考えてくれる、あるいは発想してくれる、アイデアを提供してくれるものを大いに生かしたいというふうに思っております、この若者カフェもこの取り組みに大いに関与していただいて、生かさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。続きまして価値観の把握といったことで、今高齢者でなく光る、年齢の齢に、先ほどの議員は高齢者と呼ばないと言いましたが、私は高齢者を地方にとって頼りになる光輝く人たちといった、人材といった意味で光る年齢の齢、光齢者と呼びたい。

決して髪の毛が薄くなって光ってるという意味ではございませんので誤解のないようお願いしたいと思いますが、これ郡上市内でもいろいろあるんですね。元気な高齢者が先に衰えた高齢者を介護するNPO、公共スペースに花壇を植える老人会とかシニアクラブですね、それから小学校の通学時に地区見守り隊とか、もう本当に幼稚園や小学校などで子どもに遊びを教えるおじいさんとか、いろんな形でもう金銭換算ができないお年寄りの価値観といったものがあると思います。

こういった問題をやっぱり自然の中で、本当に自然とともに生きてそういったことをこの高齢者の方々が今の若い、子どもたちも含めて受け継いでいく、そういったことが非常に必要じゃないかなって気がしていますのでそんなことを考えておりますが、ただ一つだけ問題があります。

僕がいつも思ってるのは、今私の地域でもそうですけれども1戸1票制なんですね。例えば村で寄合をやる、地域で寄合をやる、と1軒に1人しか出て見えない。大抵家長が出ていくんですが、そうすると若者とか、女性が集まって地域の問題を議論する場が非常にないといったことがあります。

こういったことをどう解決していくか、若者の参加、女性の参加と言ってみえますけども、今の郡上市内のいろんな地域で行われてる集会や何かは1戸1票制なんですね。そういった段階で、や

っぱりこういった若い者の参加できる、そういったものをどう促していくかということ是非常に大切なことだと、組織改革的なものもありますけれどもそういったことも含めて私は取り組んでいたきたいなと思いますし、もう1点価値のないものと思われることに光を当てようといったこともありますけれども、今まで価値がないと思っていた郡上市内のものに多分お年寄りの方々はよく知ってみえて、一時期高度成長期には確立された都市型、都市の便利さを求めて1つの物差しを日本じゅうつくってしまいましたけれども、もう一遍自然とともに生きる、自然の中で生きる、人間性を復帰していく、そういった価値を見出していく、それは我々の若いころにはあったんですね。まきでふろを炊く、御飯を炊くのもまきでしたし、裏山行って遊ぶ。私の、本当小学校時代は山とか畑が遊び場でしたので、そういったもう一遍人間らしい生活を取り戻すそんな日本になってほしいと思います、最後にこの里山資本主義の中に気になる言葉がありますのでこれを紹介いたします。

息子や娘たちに、努力に努力を重ねてふるさとを捨てさせるのはもうやめにしたい。田舎に残った自分がだめだから、自分のようにならないでほしいという自己否定は終わりにしたい。そうではない時代が幕をあけつつあるのだから。

これは里山資本主義の中に書いてありますけれども、ぜひともこの本を皆さんに読んでいただきたいと思いますが、こういったことにつきまして市長さんのお考えを伺って質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 高齢者、高い年齢の齢の高齢者でなくて光る年齢の齢の光齢者というお話でございました。ちょっとどこが光るのか気にはなりますけれどもこういう言葉、あるいはたしか堺屋太一さんの言葉だったかと思いますが、幸いの齢と、年齢の齢と書いて幸齢者、あるいは好ましいという字を書いたの好齢者といろんな、漢字は便利なものがございますので、やはり自分たちの描くイメージとしていいイメージの漢字を当ててこの高齢者という、仮に高齢者と呼ぶにしてもその高齢者というものの意識改革をしていくということは非常に大事なことでないかというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、できるだけ健康を保ちながら、そして夢を持ちながらこの地域社会の中で私たちは生きていきたいというふうに思いますけれども、ただそれから御心配なことはいつまでもいわゆる高齢者、年齢の高いものが頑張っていて若い者の頑張る余地がなくなるというようなことでございます。この間の藻谷先生の講演の中にも、70歳以上の者は全ての団体の役職を返上しようというふうに書いてありまして、大変気にはなるところでございます。

しかしそういうことで、やはりおっしゃったように今まだ地域の集まりが1戸1票制といいますか、地域の自治会といいますか、集落の会は大抵そういうことでありますけれどもそれで、もちろん若い方も出てこられますけれども、その辺が1つの課題ではないかと思います。

私はその課題の1つ、やはりそういう年齢を超えて地域みんなが集まって、地域をどうしようということを考える場になるのは例の地方自治法に基づく地縁団体、あれはまさにその地域に住んでいる老若男女が全て会員というふうに登録をされておまして、そしてその一定の総会とかいろいろなことをやる場合に、まさにそういう討議の場が、話し合いの場があるはずなんです。

しかし、実態はみんな戸主以外は全て委任状で済ませてしまって、今までの伝統的な集落、地区の会合と余り変わったところがないというところがありますけれども、ぜひああいうものを1つの契機としながら、世代を超えて男女を超えての話し合いの場なども今後できてくればいいなということを考えております。

それから、まさにいま一度私たちの地域の身の回りにある価値あるものを見直して、そして自信をもってそれを発信するというようなことが必要なのではないかとすることは、本当にそのとおりだというふうに思います。

私は、そういう意味では郡上の人たちがやはり郡上らしい、ウェイオブライフといいますか生活様式といいますか、そういうものを自信を持って確立をして、若い人たちにとって魅力のある郡上をみずから示していくことは大事だというふうに思っておりますので、ぜひそんなふるさとづくりを進めていきたいというふうに思います。

都会からの、先ほどの若者の田園志向という話もありましたけれども、そういう大都市生まれの人たちがこの郡上の価値を見出してくれるのもありがたいことですが、まず何よりも私たちの市が何とかやはり若い世代が郡上のよさをやっぱり認識をしてもらうことが大切ではないかと。そしてやっぱり、自分たちが郡上をこれから担っていくんだという気概を持ってもらえればというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。これで質問を終わりますけれども、先ほど小田切先生の講演の一説に誇りの空洞化といった言葉があります。そこに住むものが誇りを持って住めば必ず集落は再生するけれども、誇りをなくした途端にその村はなくなるといったことでありますので、私たちも郡上市に誇りを持って今後進んで、必ずや人口がふえることを信じて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で武藤忠樹の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時52分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（尾村忠雄君） 5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長から発言の許しをいただきましたので、質問に移りたいと思いますのでよろしくお願いします。

1番目は、有害鳥獣の駆除後の処分についてということでございますが、有害鳥獣である猪や鹿は昨年だけで猪500頭、鹿1,741頭市内で駆除されましたが、それでも農作物の被害が、金額的には減少したようなんですけれども、個数的にはそんなに変わらないと思っておりますが、防護柵や捕獲、狩猟による駆除等への助成が必要とされているところですが、その駆除した猪や鹿の処分の仕方も余りにも数が膨大なために頭を悩ませているのが実情であります。

ジビエなどの食材としての利活用も有効な手段として研究されていますが、いまだ商品としてどのように消費していくのか確立してないため、量がはけていないのが現状であります。

また、鹿などは人が食用できる部分っていうのは限られており、6分の1程度しかか利用されていないと聞きます。残りの部分はやはり破棄することになり、結局埋設や焼却しか手立てはないのが現状だと思っております。

国内幾つかの自治体では、微生物細菌による分解処理の実験がされているとの情報がありますが、この短期間で分解するため広い場所もいらず、また分解した残渣は肥料にも使えることができると開発業者のPRにありましたが、市としてこのことをどのように捉えておられるのかお伺いしたいと思っております。

また、私ある会合でペットフードに利用できないかと考え発言したことがありますが、これについても幾つかの自治体が研究しておりますが、現在では安定した供給と需要が確立していないようにございます。

しかし、このような手立てを考えていなければ、コストや環境などの問題がいつまでも解消できないことも事実であると思っておりますが、市は現在行っている施策以上に考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 鳥獣害被害につきましては、非常に郡上市にとりまして大きな問題となっており、取り組んでおるところでございます。

平成25年度の、ちょっと数字的なことですけど、捕獲頭数でございますけど、ニホンジカにつき

ましては1,741頭でございました。これは、昨年より181頭多く駆除をしたこととなります。猪につきましては500頭、これは昨年より41頭多くなってございます。ニホンサルにつきましては、161頭ということで猿につきましては84頭が少ないという減少しとるという数字的なものはそういうものでございます。

それから農作物の被害については、アンケート調査をやっておりますので、これはあくまでもアンケート調査の結果でございますけど、農作物での被害状況については5,800万円ということで、その数字だけ見ますと昨年度の86.1%というふうに減少しておると、多少アンケート結果としてはそういうような数値が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、議員がご質問ありました処分でございますけど、特に鹿等が一番の問題かと思ひますので、そこら辺につきましてですけど、去年の鹿の捕獲頭数のうち、405頭が利活用されております。そのほかとしまして、1,237頭が埋設処分それから99頭が焼却処分されたということで、現状を見ますと捕獲者の多くが埋設しとるということになってますので、こういった埋設地の選定とか処理手間ていうのは課題であるのかなということは考へております。

この埋設でございますけど、鳥獣保護法というのがございまして、鳥獣放置ということの禁止という項目がございまして、捕獲者は採取した鳥獣をその場において放置してはならないという規定がございまして、ただし、露出しない程度に埋設することにより、適切に処理することが必要だということですので、ですから放置してはいけませんけど、その場で埋設することはいいですよと、そういうふうに書いてございまして、法律上ではそういうふうなことになっておるものと解釈しております。ですけれども、そういったことで、現場で置いて処分をしておるものでございます。

議員がご質問ありました、微生物処理等についてでございますけど、処理の方法として一つ微生物処理ってのがございますけど、これにつきましては北海道のほうで6町村の事例がありました。本州でいきますと、昨年下呂市がこの微生物分解処理というものの実証実験を行っております。微生物分解処理といひますのは、複数の微生物を混ぜました木材チップの中へ有害駆除の個体を投入して攪拌ていうか混ぜるですね、すると発酵が進みまして個体の大きさによりまして、3日から7日ほどで骨になるというそういう処理方法でございます。

下呂市におきましては、リサイクルセンターです、金山のリサイクルセンターのほうで26年の1月から3カ月程度をかけたして、ニホンジカを中心に約50頭の動物をこの方法で処分したというところでございます。下呂市のほうとしてどういうふうな課題等をお聞きしましたところ、現在のところは運用を停止しとるという返事でございます。そのどういうふうな原因が考えられるということでございますけど、1点目としましては、処理技術としては特に問題がないけど、攪拌等の手間と費用がかかるという点が1点、それから菌床による発酵臭のにおいがあるということが2点、3点目でございますけど、骨が残るということでそれについては焼却処分等がやはりいると

というようなことが課題となっており、現在のところ継続して運転するという事は、これを導入するという事は困難であろうという判断に至ると聞いております。

郡上市ではどうかということをお考えますと、やはり同じような課題は考えられるんでないかというようにお考えしておりますので、この処分法につきましては費用のあり方等いろいろなこと勘案しまして、どのようなやり方が望ましいのかということをお考えも研究していきたいなというふうにお考えしております。

それから2点目の質問ありました、ジビエ料理以外での利活用というところがございますけど、市内のほうの事業者、処理場事業者を確認しましたところ、鹿肉等を近くのほうのペットショップのほうへ出しまして、犬用のジャーキーとして販売している事例があるというように聞いておまして、ペット愛好家には喜ばれているというように聞いておまして、他の県ではございますけど、鹿肉等を動物園等の動物のえさとして活用するというように検討しておるという県もあるというように聞いております。

郡上市ですけど、こういった情報をいろいろこれから集めまして、利活用の一環として実際運用できるかどうかそういったことをよく研究をしながら進めていきたいと思っておりますし、そういった情報についてもこれから処理業者さんや捕獲者の方に情報提供をしていきたいなというふうにお考えしております。

それから最後になりますけど、今年度新たな取り組みというようにございますけど、獣肉利活用促進事業というものはございますけど、今年度新たにその中で調査研究費というようにお考えを加えておまして、駆除した鳥獣の処理それから利活用についていろんな関係部署等交えまして、これから検討してそういった利活用方針について総合的に研究して検討していきたいというふうにお考えしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

先ほどの郡上の林業の話の中でも最後まで無駄なく、やはりエネルギーとして活用したりということしておりますけれども、やはりせっかく命のあるものをとるわけですから、これ最後まで有効に活用していけたら本望じゃないかと思っておりますし、多分、今説明ありましたように、北海道と静岡ってのは、静岡じゃない下呂市ってのは、方針がちょっと違うんですけども、下呂市がやったのは台湾やったかな、に先にこうやっておるんです。それがその業者さんが同じってことで下呂市さんが活用されたと思うんですけども、いろんな問題はあると思うんですけども、今までやってる問題、処理の方法でもやはり問題がありますので、また昨年でしたけど和良の市長さんとの懇談会の中で、狩猟者のほうから出たと思うんですけど、29年度以降いわゆる火葬場が廃止に

なったらその窯で焼却できないかっていうような、これ業者の方からやはり処分に困っているという事で出たと思うんですけども、それはできないにしてもやはり今以上にいい方法がないかということで、今後もまた研究していただきたいと思っておりますので、先ほどの利活用の405頭の中でもやはり405頭が全部利活用されるわけでもなしに、その中でもやはり6分の1しかっていうのは、アバウトなんですけど、そのぐらいは使えるだけであとはやはり処分しなくちゃいけないということでもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、認知症老人等の徘徊について起きた事故への家族責任についてということでお伺ひしたいと思ひます。

配偶者の一方が徘徊等により自傷または他害のおそれを来すようになったりした場合には、他方配偶者はそれが自らの生活の一部であるかのように見守りや介護等を行う、身上監護の義務があるというべきであると、これ4月24日名古屋高裁が認知症の老人がJR東海の線路内、路線内に入り込み快速電車にはねられ、多くの乗客に影響を与えた責任を妻に求めた判決であります。

奥さんと長男の嫁さんが介護していて、一瞬のすきに屋外に徘徊して起きた事故であったとのことですが、この判決が社会に及ぼした影響は計り知れないものがあると思ひます。このような事故は、郡上市においても起こり得ることだと思ひますが、行政はこれに対してどのように捉えていったらいいのでしょうか。

また、郡上市が行っている老人福祉で補えないものがあるとしたら、介護する家族はどう対処していったらいいのでしょうか。お伺ひしたいと思ひます。

そして、この判決のもとになった精神保護福祉法の保護者制度っていうのは、3月から廃止されておりますが、これからも同じようなことがあっても論理としての判決は同じでないっていう可能性があるというふうに新聞に出ておりましたが、全く同じケースの事故がもし長鉄でおきましたら、介護者の家族を訴えるようなことがあり得るか、あるいはどう捉えられるのか長鉄の社長でもございます市長に所見をお伺ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 初めに私のほうから認知症対策の現状等について回答をさせていただきます。

議員お示しのとおり、愛知県の大府市で発生をいたしました認知症高齢者の列車事故の判決を機に認知症対策が今大きくクローズアップされております。

認知症による徘徊などで行方不明になる事案が全国で相次いでおりまして、大きな社会問題となっておりますが、さきの報道によりますと岐阜県内では昨年1年間に認知症やその疑いがあり徘徊などで行方不明になったとして、警察署に届け出があった方でございますけれども280人に上っておりまして、この人数は全国で7番目に多いというところでございます。

ちなみに郡上警察署でございますけれども、この280人のうち管内では一件の届け出があったということで承知をしてございます。これとは別に昨年郡上警察署で保護された方のうち、延べ18人の方が認知症の疑いがあったというようなことも承知をしておるところでございます。

そこで徘徊高齢者の対策でございますが、その一つに徘徊感知器の設置というものがございます。高齢者が屋内で移動をされたような場合に、センサーが作動してブザー等で家族にお知らせをする装置でございますけれども、この装置につきましては、貸与ということになりますが、介護保険が適用され費用の1割負担で利用することが可能ということになってございます。

また、介護保険の適用にはなりませんけれども、GPSこういった装置を使った民間のサービスも広がりを見せておるというところで幾つかの報道も出てきております。ただし、これらの対策につきましても、徘徊を未然に防いで早期に発見をするといういわば応急措置的なものと思えます。

そこで、郡上市でございますが、認知症対策としましては、認知症に関する知識を正しくご理解をいただき地域で支援が行える人を拡大をするということで、平成20年度から認知症サポーターの養成講座というものを開設をしております、これまでに延べで2,200名ほどの方に受講をいただいております。

また、重度の認知症高齢者等の介護者に対する支援策の一つとしまして、月額5,000円の介護慰労金を支給をさせていただいておりますほか、保健師と専門家によります相談であるとか福祉施設で行われております介護者の集い、こういったところへの支援やら協力に努めているところでございます。

また、要支援、要介護者が住みなれた地域で生活ができるように、介護保険事業計画に基づく入所施設の整備というところにつきましては、新年度の予算でもお認めをいただいておりますが、今年度新たに八幡地内におきまして認知症対応方のグループホーム、18床の新設ということになりますが、NPO法人によって整備されることになっております。このほか関係の団体としましては、社会福祉協議会でございますけれども、各地で開催をされております福祉委員の研修会等におきまして、要介護者の見守り体制についていろいろな角度からの話し合いが活発に進められておるといところでございます。

いずれにしましても認知症対策でございますけれども、行政だけで適切な対処するということには限界がございまして、早期の発見はもとより、早期の診断、早期対応が重要となりますので今後におきましても関係機関、また団体との連携を強化する取り組みを継続をさせていただくということとともに、今国のほうで検討が進められております、認知症の初期集中支援チームと申しますが、初期の段階で医療と介護との連携のもと、認知症の人やその家族に対して個別の相談を行うとそういうような対策でございますが、こういったところであるとか、認知症地域支援の推進員、これは

介護サービス事業所や地域の関係の機関をつなぎながら、認知症の人やその家族に対する相談業務を行うというようなシステムでございますけれども、こういったところの設置も視野に入れながら、今年度策定を予定をしております高齢者福祉計画第6期の介護保険事業計画、この策定作業におきまして検討を進める中で、対策の強化に努めてまいりたいとそんなことを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この2007年に大府市でおきたこの認知症による徘徊をされた方が鉄道事故ということになって、恐らく正常な鉄道運転というものが損害をされたということに伴う損害賠償を求める訴えでございますが、長良川鉄道の社長としてといたしますか、長良川鉄道側としてこういうことは長良川鉄道においてもあり得るのかと、こういうご質問でございますが、結論を言えばあり得るということだと思います。

これは、鉄道の正常な運行が何らかのそういう、これは自動車事故なんかの場合でも同じでありますけれども、何らかの民法上の不法行為というような形で認められるようなものによって一定の損害を受けた場合に、その責めを誰が負うかということだろうと思います。

実際に鉄道でそういう事故が起きた場合には、恐らく例えば長良川鉄道等では何らかの代替輸送手段を差し向ける、例えば急遽タクシーの手配をしてそれぞれ乗客に行けるとこまでお送りするとか、他の公共交通機関の便のつくところまでは少なくともお送りするとか何らかの形をとらなければいけませんし、そういう事故対策に対応するために、職員の人件費とかというものがかかるということで、これは長良川鉄道に関わらず一般的に今回はJRのケースでありましたけれども、例えば名古屋鉄道等においても、一応原則としては同様の対応がなされるというふうに聞いております。

先ほど申し上げました自動車事故による場合などについては、自動車保険の中にそういう万が一そういうことがあった場合の鉄道側に対する損害の支払いというものが保険事故の中の一つで入っているようでございますので、そういうものによって対応されることが多いようであります。

そういうことで、結論を言えば長良川鉄道においても仮に同様な事故が起きた場合には、もしその事故がやはり何らかの形で保護責任というものを負うべき方がいらっしゃればそういったところにそれを求めるというのが原則論であります。

今回のこの事故についての判決であります。今度は、私は市長としての市民の皆さんのやはり福祉というものに責任を持っている立場から見ますと、今回のケースはこの事故が起きたときも既に奥様のほうも八十数歳の高齢であり、確か要介護1ぐらいの介護度もそういう方であって、果たしてその方が一瞬のすきをついて出られたようなところまで、ちょっとうたたねをしておられたか何かという話も聞きましたが、そして玄関のその方出て行かれるときのセンサーのスイッチが切っていたというようなこともちょっと評価をされたように聞いておりますが、要は在宅介護という

ものにおいて、しかも老々介護というような形で家族が介護している、そして認知症による徘徊というなものに家族にどこまでの責任を問うことができるかと、社会はどちらかといえば介護は社会の責任というか社会化して介護保険なりそういう形に方向になっているところで、今回の判決が果たして妥当なものであるかという点であろうかと思えます。これは、原告被告側ともに今最高裁のほうへ訴えられておりますので、私はその最高裁による判断をしっかり注視はしたいというふうに思っております。と同時に、そういう中でやはり法の判断というものが、どこまで認知症による徘徊、それを家族で在宅介護しているような場合にどんなケースでも責任を問われるものなのかどうかということについてはやはりしっかりした司法の判断をいただければというふうに思っておりますし、こういうことができれば起こらないようにするためには先ほど健康福祉部長が申し上げたようないろんな対応していく必要があるというふうに思っております。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) どうもありがとうございました。

市長言われるように長鉄としてはやはりそういう事例は同じであるということだと、逆に今同じ判決が出るかっていうことに関しては別のことだと思っておりますが、いずれにしてもやはり家族でも在宅介護っていうのは24時間の責任を負わされるっていうことです。

施設であっても完璧な責任を持ってない、持ってないってことじゃない、事故のないようにすることは無理だと思っております。私の知り合いの中でも犬山の近辺からいなくなって三日後に四日市まで歩いて行ったっていうケースがございまして、なかなか一遍やはり出られると、郡上市は割と田舎ですのでさほどでもないようには思いますが、事例を聞きますとやはりあったということでございますので、ほんとに家族の介護される方の負担を少しでも、精神的な負担と肉体的な負担です、これをどういうふうにしてサポートしていけるかっていうのは市としても、それから先ほど部長が言われましたように、行政だけでは限界があるという話ですので、地域としてもやはり社会的にそれをサポートしてかならんと思っております。

特に、郡上市ってのは田舎で、徘徊されても見つけやすいっていう利点はあると思えますけれども、絶対数としては多いんです。老人世帯多いってことで、身近に、ほんとにひやっとするような例ってのはいくらでもありますので、何とか行政に限界がある中でも地域を巻き込んでいながら、有効な手立てをしながらこういう介護を家族でされる方の肉体的あるいは精神的な負担を少しでも軽くして行けるような努力を、私たちもともにしていければいいと思っておりますので、鋭意、力を知恵を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

時間余りましたが、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時36分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時00分)

---

◇ 田 中 康 久 君

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回の議会でも多くの議員の皆さんが質問されていますが、2040年の人口減少問題、いわゆる増田ショックは市民の皆さんにも強い危機感を与えられたというふうに思っております。先ほどの質問でもありましたけども、前回、市長の人口減少問題に対するやり方、手法について質問をさせていただきましたけども、早速、人口問題の対策本部を設置して取り組んでいただいております。まず感謝を申し上げたいというふうに思います。

昔、この議場でお話をしましたけれども、危機感と先ほど申しましたが、英語で危機という言葉はクライシスといいまして、危機という意味と分岐点という意味やチャンスという意味もあるそうであります。今回の危機を郡上市が1つに本当にまともっていくというチャンスとして捉えて、郡上を前に進めていくというチャンスになればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、まず人口減少の影響として、廃屋、空き家、空き店舗、中心市街地の空洞化の問題を指摘したいというふうに思います。

廃屋は総務部、空き家は市長公室、空き店舗、事業者廃業の問題、中心市街地の活性化は商工観光部がそれぞれ担当されておりますけども、空き家の問題、空き店舗の問題、中心市街地の問題は、今後の郡上市のまちづくりをどうすべきかという大きな問題であるというふうに思います。一つ一つ、議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず、廃屋に関しては、国のほうで、与党を中心に空き家対策特別措置法の準備が進められております。これは、空き家の立入調査権の付与や、放置すれば著しく危険な空き家の所有者に対し撤去命令を出し、従わない場合に行政代執行を実施、また空き家を解体した場合に固定資産税の特例措置を継続するなどの内容となっており、市民の安心のためにも早期の法律の制定が望まれるところであります。

そこで、廃屋を除いた空き家、空き店舗、中心市街地の空洞化の問題をまずお尋ねしたいというふうに思います。

人口減少の影響で、これは将来ますます進んでいくというふうに思われますが、それに対して市はどういう方針をもって臨んでいかれるか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、前提として、やはりこうした土地、建物の問題につきましては、個人の財産権に属するものでありますので、行政が施策として即効的な対策がすぐ講じられるという、そういう分野ではないというふうな部分が1つございますが、そうしたことを踏まえながら、行政としては総合的なサポートを行っていききたいというふうにして取り組んでおります。

特に、さまざまな分野で、先ほども御指摘されましたように、各部をわたる問題であったり、団体間をわたる問題であるということがありますので、そうした例えば今回で言いますと八幡市街地の空き家調査がございましたし、石徹白や明宝小川などでも実施されている空き家、空き店舗のそういう調査等がありますけれども、そういうものをしっかりつないでいこうと。それから、商工会でもやはり事業継承のための聞き取り調査もされておるわけですが、そういうふうなさまざまなところが取り組んでおられるところをまず1つはつないで、それを有効な対策として持つていくということにおきまして、しっかりしたマッチングを起こさせていきたいということが1つであります。

それから、もう一つ大事なことは、交流・移住推進協議会でいつも言っておりますけれども、いわゆる来られる方が地域とうまく適応されまして、コミュニティにとって1つ力を足していただけるという存在にしたいと、何かトラブルを持ち込んでいただくということがないようにしたいと、こういうことがありますので、やはり方針といたしまして大事なことは、しっかりそういうふうなコンシェルジュといいますか、案内とか、そういうふうな御説明する場面におきましては地域とつないでいこうと、そういうふうなところを重要視をしておるということでございます。

それから、行政としては、需要の喚起ということがあるというふうに思います。やはり市民の経済活動の中で取引されていく、そういう市場経済の問題でもありますので、そういうものが高まるような背景、環境をつくっていくと、それから情報を大いに募集し、そして来た情報を出していくと、そういうふうないわゆる需要の喚起という問題あるというふうに思います。それには、大いに民間経済活動との連携という部分が含まれるというふうに思います。

それから、4点目ですけれども、特に市街地におきましては八幡、昨年末、北町地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されております。さらに、ことしの2月には歴史的風致維持向上計

画が国交省の認定を受けたわけでありますので、こうした城下町のよりよい特徴を生かして、そして人が住みたい、人が来たい、そこで物が往来が起きると、そういうふうな魅力あるまちづくりを進めていくということが重要であるというふうに考えておまして、建設部を中心に取り組んでおります都市再生整備計画、あるいは八幡都市計画のマスタープラン、こういうものの中で十分そういうものを踏まえた取り組みをしていきたいというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 全体的な方針についてお伺いいたしましたけども、さて具体的に空き家の利活用に関してはどのような施策を現在行われておるか、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 具体的には、先ほど申し上げましたような物件のどういう物件があるかということ募集したり、あるいはそれを紹介したりすることと、実際の物件の売買に当たりますとは、今の移住・交流の協議会に入ってみえます不動産の皆さんが実際はそれを手配をきめ細かくしていただくというふうな仕組みをつくっております。

そういうふうな不動産の流動性を高め実現していく場面におきましては、空き家等活用改修費の補助金制度というのを持っております、外装、内装、あるいは水回り、こういう改修費につきましては1件当たり3分の1、30万円が上限ということで御支援をするというふうな補助制度がございます。

それから、もう一つ、商工のほうでは、商店街の活性化事業補助金という制度がありまして、商工業者により設立された法人、あるいは事業者の3名以上で組織された団体が空き店舗を活用しようとされる場合は、改修費は50万円まで御支援しよう。それから、1カ月上限5万円まで、賃料を1カ月5万円1年に60万円になりますが、それを3年間まで御支援をして、自立化へ向けて取り組んでいただこうと、こういうふうな制度がございます。

また、ちょうど今回の議会に補正予算をお願いをさせていただいたものですが、八幡市街地の空き家活用実証実験事業ということで、昨年来、産業振興公社、ここは玄麟でありますとか、町屋伊之助でありますとか、空き家活用の実績を持っておるわけですが、そこと提携をしまして、空き家対策調査をしたわけでありますが、353軒あると、このうち37軒ぐらいは使っていけるのではないかと、こういうふうで結果が出てきておりますので、具体的に今回お認めいただいた100万円という補正予算の中で、具体的にそれをお求めの方がどういう方がみえるかと、あるいはお求めの場合にはどういう手続があつて、その場合には支援をしよう、そしてそういうふうな仕組みをしっかりと構築をしていこうということで、今回、取り組んでいこうということとしております。

そういうふうにして、十分ではないというふうには思いますけれども、いろいろな制度を活用していただくということ、あるいは需要に合わせて対応していくということにつきまして、取り組みを進めさせていただきたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 今言われた空き家等の改修のリフォームの補助制度に関してですけども、実績はどのぐらいありますか。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) ちょっと今頭にある事例でいきますと、八幡の本町地区におきまして、ちょうど宗祇水の近くなんですけれども、そこへお越しになられた方が、平成25年度だったと思いますが、活用になっておるのが最近の例であります。1件です、25年度は。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) これは新しい制度なので、そこまで数がないかもしれませんが、現状では1件ということで、有効には活用されていないということがわかったんですけども、幾つか問題点というか、改善の余地があるというふうに思います。

まず、1つ目としましては、新規の住宅を今建設するときのインセンティブとして、郡上産材の有効活用も含めた郡上産材住宅利用の補助金というものを市としては用意されておりますけども、空き家を購入する際のインセンティブというものに関しては現在行われておりませんが、その点に関してそういうものをつけていく必要があるかどうか、どのように捉えておるか、質問をいたします。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 現在の郡上市の制度の中に、ただいま申し上げた商工とか企画の補助事業のほかに、農林水産部におきまして、郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度というのがあります。そして、この制度は非常にさまざまなパターンに対して御支援を申し上げるというふうな形になっております。それで、ここでは、新規定住者の方が建物を購入されるということに対しても奨励金を交付するという制度がございます。そういうことで、調べましたところでは、平成22年度、3、4、5と、この4年間で単純に購入をいただいたという視点での奨励金の交付が13件ございます。

これで十分であるというふうには思いませんけれども、郡上市としては単独でこういうインセンティブを用意をさせていただいておると。それに補修費をつけてもらえれば、より御支援になるわけですけども、実をいいますと、交流・移住推進協議会の場で、昨年度は5回、名古屋市で行っておりますが、そういう場でもそういう気持ちで来てみえる方に対しては、物件の御案内、これは

不動産業者の方が主としてやられますが、それにあわせて改修費補助というものにつきましてもしっかりアナウンスしているということでもあります。

一定の要件がありますので、それからもう少しPRもしないかんと考えていますけど、よろしくお願いたします。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 恐らく市内の方が市内の業者さんを使ってやったとしても、額としてはなかなか少ない額の補助だというふうに思いますけども、昔ですか、住宅リフォームの補助金というものをやられましたけども、住宅リフォームの補助金は大変好評ではありましたけども、需要を先食いするというような一方では不安もありましたけども、こういうような空き家を購入していただいてリフォームするという場合には、需要の先食いではなくて、新しい需要を喚起していくような意味がありますので、経済的にも効果があるのではないかとということがありますので、もう一度検討していただいて、今の体制で十分かということをもう一回考えていただきたいというふうに思います。

もう一つですけども、情報の部分で、空き家を持っておられる方は市外に出られている方が基本的にはいますので、そういった方々に今のような助成制度があるよということをどうやって届けておるんだろうなというふうな疑問を持つわけですけども、1つのやり方として、空き家の問題は個人の所有者だけの問題ではなくて、地域や集落に関する問題でもあるというふうに思います。

そこで、集落として空き家問題に対して対処されている自治会だとか、何かの会とか、そういうものに対してよりインセンティブに当たるような政策というのが必要なのではないかとというふうに思いますけども、その点に関してはどのように考えられますか。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 御指摘のとおりでありまして、やはり地域ぐるみの取り組みが非常に大事だということと、情報を十分持っていて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、事例といたしましては、先ほど少し紹介をしました集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業は、ちょうど集落単位でのお取り組みに対して、1年目は50万円、それから20万円ずつ3年間と、現在、これ変えて、3年間20万円というシンプルな制度に変えましたけれども、そういうふうな制度を御活用される中で、明宝の小川地区では小川ふるさとづくり委員会によりまして、集落内の空き家の有効活用を目的として、平成24年度から空き家台帳の整備を進められております。

実際、ここでは廃屋の対策もされた経験がありますけれども、今、空き家台帳としては、現在、23軒の情報を得ております。随時、更新、追加しながら、移住者の受け入れに提供をしていこうということで、まさに御指摘の地域ぐるみで取り組んでいただいております。

また、明宝のNPO法人ななしんぼにおきましては、過疎集落等の自立再生緊急対策事業という国の事業も入れまして、明宝地区の畑佐、二間手の空き家所有者へのヒアリングを実施されております。20軒、ヒアリングされまして、15軒の空き家台帳、空き家マップの作成を行われております。

それから、ななしんぼでは、これは郡上市の単独の団体、提案型の共同事業で、あそこの工場がちょうど使えるところがあいていたものですから、そこにコミュニティカフェといいますか、ななしんぼの総合ビジターセンターを自分たちでつくって、それも空き家対策にひとつ取り組んでみえる。

それから、先般、和良では和良おこし公民館というのが開設されましたけど、これも和良おこし協議会の皆さんが国の支援を得ながら、みずからで空き家を改修をして、そして空き家を使って自分たちの地域づくりの拠点を起こされたわけですが、こういうことを通じて、空き家を大いに生かし、地域振興のためにそれを使っていこうというふうな動きが市内では出ておるところであります。

また、白鳥の石徹白地区、地域住民の皆さんと移住者による石徹白子育て移住推進協議会を平成24年度に立ち上げられておられて、子育て世代の移住促進に取り組んでおみえです。立ち上げに際しましては、協働まちづくり活動支援事業補助金を活用されまして、特に昨年は国の地域活性化センターから大きな御支援もいただきながら、全国区で情報発信をして、お迎えをする受け入れ体制を整えられておるということでもありますので、こうした事例を参考に、市内でも個人的な動きをさらに地区、そして集落全体の動きに展開をしていきたいというふうにして考えております。よろしくをお願いします。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 1つは、夢ビジョンという形で、それを支援していくことが望ましいかどうかということも検討していただきたいというふうに思います。夢ビジョン、基本的には集落の自立的な今後の取り組みの形になってきますので、市としての問題意識として抱えておる空き家の問題とか人口減少の問題という部分を、集落で頑張っている皆さんに対してどうやって応援していくということも考えていただきたいなというふうに思います。

昨年の総務委員会的时候でも、市長に質問をさせていただきましたけども、人口減少の問題は市役所だけの問題ではない、市民みんなで丸となって取り組む問題でありますので、そういう問題に対して頑張っておられる集落や自治会を応援する制度をぜひ創設していただきたいなというふうに思います。

次に、先ほど商店街の空き店舗の支援のことについて市長公室長が述べられましたけども、今の制度だと、個人で場所を借りて商売をしたいという人に対して応援するような制度ではありません。

何かの本で読んでいて、そうだなというふうに思ったんですけども、中心市街地の街というのは何かというようなことが書いてありまして、街というのは基本的には企業家精神がそこにあるところだということが述べられておりました。要するに、都市の空気は人を自由にするということを学校で習いましたけども、街に来ると自分で新しい商売を興していける、まさに楽市楽座が街なんだというような本に書いてありまして、そうだなということで大変共感をさせていただきました。

そういう意味では、空き家、空き店舗を借りて、商工会の創業塾の皆さんや市内外の方が新しい店舗を出したい、新たに挑戦をしたいということを応援する仕組みが何とかつけれないか、そういうふうに思います。また、空き店舗になることを未然に防ぐために、後継者を応援する何らかの仕組みはないかということについてどうお考えか、お聞きいたしたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 商工会では、起業希望者を対象とした創業塾を開講されておりまして、その後、実際に操業を開始する方に対しましては個々に支援を行っておるということでありまして、そうした中で希望があれば、ぜひ我々もマッチングをして、よりお望みのところを御紹介をし、それを活用していただければというふうにして願っております。

少し前のことになりますけど、商工会のあいたところをインキュベーションといいますか、羽化するという意味だんですけど、若い経営をしていこうという志した人がそういう事務所を求められると、それに対して商工会と市がタイアップしてお部屋を提供していくと、そういうふうなことをして、そしてその方は今現に自立されまして、別のところでやってみえるということがあります。

そういうふうな取り組みをしたいということを思っておりますし、25年度の創業塾の受講者は32名ということですが、26年4月、5月でこの中から5件、開業をされたと、こういうことでございますし、そのうち空き家、空き店舗の活用が具体的に2件起きておるということでございます。

それから、少しこのごろ八幡の市街地で、今ちょうど言われた投資といいますか、経営といいますか、言われましたが、実に昨年とことしにかけまして、非常に新規のオープンが多いと見ておるわけですけども、北町地区で6件、南部地区で16件のそういうふうな新しい若い人たちが新しい商売を始めるとことが目立ってきております。大変ありがたい動きでありまして、このうち3件ほどは移転というものもありますけれども、しかし今までになかったようなお店が市街地に展開をしてみえるということで、ぜひうまくこれが発展されるように願っているところであります。

それから、もう一つだけ少し触れさせていただきたいのは、ICTを活用した、我々、テレワークのまち郡上と言っておりますけれども、ここではことし、実はこれも団体提案型の共同事業に立候補といいますか、申請されたわけですけども、民間のこれも若い人たちのグループですが、ハブ郡上という団体をつくられてまして、ハブというのは自転車のハブのことですけども、中心としてネットワークを張って、中心となって活動するということだと思っておりますが、ICTを活用していく、

特に郡上においてサテライト型のオフィスを都市部の大企業のサテライトオフィスといいますか、ホームオフィスといいますか、そういうふうな双方型の展開を誘致しようという取り組みを具体的にするということでもあります。民間の委員も見えられた審査会でこれ通ったわけですけども、具体的に活動が始まってまいります。

それから、郡上市の情報課を事務局にしまして、商工観光部と商工課と連携をして、近々、ICTのテレワークのまちの推進協議会を立ち上げます。その第1回の協議会には、有力なIT産業のトップが来られまして、実際に郡上との提携について御提言をされるということになっていますし、現地も視察していただくという取り組みになっておりますけれども、そういう方を通じて、できればさまざまな例えばスマートフォンのアプリの開発とか、そういうものをやろうと思っている人たちが、郡上にいながらにして全国展開ができるようなICT活用の取り組みを進めたいというふうに思っております。

こういうふうなことを通じまして、商工業の振興、あるいは経済的な活性化へ向けての取り組みを市としても大いに取り組まさせていただきたいと思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 先ほどの空き家等の改修の補助事業に関しては、あれは市外の方にお貸しするときしか恐らく使えない要綱になったと思いますけども、先ほどの商店街がみんなになって新しく店を出すことに関しては個人で新しく商売をしたときに使えないということで、制度のすき間として、郡上の市内に住んでみえる方が郡上市内で新しい商売を始めたいというときの支援の仕組みというのが制度のすき間としてあるので、その辺の問題をしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

もう一つ、今、市長公室長が言われましたテレワークに関してですけども、これも民間の皆さんも頑張っておられて、大変ありがたいなというふうに思っておりますけども、前回の予算委員会的时候、議場からのほかの議員さんから、外国人観光客の質問のときにワイファイの質問もありましたけども、モデルとしておられるのは徳島県のIT産業を誘致したようなところをイメージしておられると思うんですけども、私もあれをテレビで見たら、川の中でパソコンをかまったり、山の中でやられて、まさに自然の中で新しいアイデアを出すという創造的な仕事ですので、ということは思うんですけども、そのためにはある程度郡上のワイファイとかの整備とかもしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、先ほど申し上げましたように、空き家の問題とか、空き店舗の問題とかという部分は、まちづくりの問題だというふうに私は捉えておるんですけども、中心市街地の活性化対策として、それを総合的に点として空き家を考えるのではなくて、面として空き家の問題、街の問題を考えてい

くに当たっては、新たに商店街の皆さんや行政が協力してまちづくり会社を設立して、空き家対策を含めた街全体のコーディネートを行っていく必要があるというふうに思います。

今は産業振興公社のほうでいろんな空き家対策の取り組みをされておりますけども、将来的には産業振興公社とも協力しながら、八幡にあってはですよ、ほかの地域にどうやって応用をきかせていくかということはこれからの課題かもしれませんけども、新たに第三セクターのような形で、まちづくり会社で街全体のコーディネートをして、空き家対策、活性化対策、人口対策に取り組んでいくべきだというふうに思いますけども、市長の見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 空き家対策ですけれども、私もこれは相当これから力を入れてやっていかなければいけない問題だというふうに思っております。まさにまちづくりを進めていくということではないかというふうに思っておりますが、私の考えは、現在の八幡産業振興公社というものは、今、実際には主なる仕事の中には市の施設の指定管理者としてやっていただいているという面がかなりあるわけですが、それにとどまることなく、八幡の町の中の状況、いろんな事情を一番よく知ってもらっているというふうに思いますので、私としては今の八幡産業振興公社にさらに別にまちづくり会社をつくる、もしまちづくり会社というのをつくとすれば、八幡だけに限らず郡上市全域というメリットはあるかと思っておりますけども、特にしかし空き家対策を強力に進めていくという意味では、現在の八幡産業振興公社を確かに現有の体制ではちょっと不十分だというふうに思います。

それは、人的にも、あるいは財政的にも不十分であろうかと思っておりますが、その辺は市のほうもできる限りの支援をするということで、できれば八幡産業振興公社のそうした人的、財政的な力を充実することによって、もう少しこれまでよりも質、量ともに充実した空き家対策ができないかということを試みてみたいなという気持ちを持っております。

現在、八幡産業振興公社では、先ほども話の出ておりました、例えば玄麟というようなところではなかなか1つのうまくやっただいている事例ではないかというふうに思っておりますが、ああいうものをやっていく必要があると。

それで、空き家対策というのは、どうしても空き家の所有者というのはなかなか不安があって、例えば見ず知らずの人にお貸しをするとか、全く八幡からの生活本拠を移してしまうということであれば、売り払ってというようなこともあるのかもしれませんが、何らかの形でまた将来一定の時期が過ぎたら帰ってきたいという気持ちもあるというような方々ですと、やはりなかなか踏み切りがつかないというところがあると思っておりますので、一定の何らかの公的要素を持った会社、そうした事業主体が仲立ちをすることによって、今以上に安心してお貸ししたりしていただけるような、そういう仕組みをつくる必要があるのではないかというふうに思っております。

それから、もう一つは、やはり今度新たに入ってきていただく方も、生活が立ち入っていくようにして移り住んでいかなきゃいけないということがありますので、先ほどお話の出ています例えば徳島県の神山町なんかでは、こういう空き家がありますよということ以外に、ここでパン屋さんをやりませんかとか、その地域の実情に即して、こういう仕事をここでやる人を募集しますというような入居者の逆指名といいますか、そういうようなこともやっておられるというふうに聞いておりますので、やはり町の事情に非常に明るいような事業主体が必要なのではないかとこのように思っております。

こういう商売をやってみたい人というような形で、ここに空き家がありますというような紹介の仕方もできるのではないかとこのように思っておりますが、いずれにしても、もう少し今まではテスト的にやってきているという段階であります。ことしの今回の補正でお願いした空き家活用の実証実験事業、これで5件程度やってみたいということですが、こういう実績を踏まえて、事業として軌道に乗せていくという体制をしっかりと八幡産業振興公社と一度協議をしてみたいというふうに思っております。

それで不十分であるということである場合は、あるいはそういう御提言のまちづくり会社というようなものもまた検討の俎上にのせなければならぬかとも思いますが、とりあえずは八幡の市街地についての空き家についてはそんなことを考えているところでございます。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) どこがやるのかという問題ではないと思いますけども、今、市長がおっしゃったように、ある程度の公的な機関、公的な部分の仲立ちというものが、貸すほう、貸してくださるほうには心強い部分がありますので、今の体制ではなかなか難しい部分もありますので、その辺は力を入れて取り組んでいただきたいなというふうに思うことと、もう一つ、市街地の問題は八幡だけの問題ではありませんので、大和や白鳥、ほかの旧町村にも同様の問題がありますので、そのあたりの対策もしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、市街地は市街地なりの課題と方策があつて、市街地以外には市街地以外の課題と方策があると思いますので、総合的に取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、人口減少に伴いまして、公共施設の維持管理計画というものをこれから策定していくというふうなお話を聞きましたけども、公共施設の維持管理計画をいつをめどにつくって、どのようなものをつくって、それをどのように活用していくかを市長にお尋ねをいたします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 郡上市の持っている公共施設、大変たくさん数もあり、また種類も多様であ

りますが、相当古くなっているものもありますので、これをどう適切に管理していくかということが大きな課題であります。

国のほうで、インフラ長寿命化基本計画というようなものを立てられまして、地方公共団体においては、全ての公共施設を対象にして、名前は公共施設等総合管理計画（行動計画）というようがありますが、そういうようなものを策定するよという総務省のほうからも1つの助言があったわけであります。

これによりますと、おおむね26、27、28年度の3カ年間ぐらいの間に、地方公共団体としてはつくべきだということですので、今、私どもとしましても、特に26年度はいろんなもう一度施設の、これまでも行政改革ということで公共施設については取り組んできておりますけども、もう一度、一元的にいろいろな情報把握をし、そして将来の郡上市の人口とか、いろんな社会の動向を見ながら、どうしていくべきかということについて、基本的な検討をもう一度しっかり基礎からやっていきたいというふうに思っております。

今、申し上げましたように、そういうことで26年度は全庁的に体制も整備しながら基本的な作業を進めると、骨子ぐらいのところまでは何かつくれればと思っておりますが、そして27年度ぐらいに公共施設等総合管理計画の中間案のようなものをつくり、そしてこれはただ行政の側で計画をつくって、はい、これでよしというわけにはいきません。

議会にも御相談をし、あるいは市民の皆さんにも公共施設についてはこんな方向で考えているかどうかということはお聞きをしながら、丁寧に進めていく必要があると思っておりますので、27年度はそういう一定のたたき台をもとに説明をし、市民の皆さんにもいろいろ御意見もお伺いをするというような期間にし、28年度にはその計画を策定していくというような足取りで進めていきたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 市民の皆さんにもわかりやすいものをつくっていただきたいと思いますが、公共施設の問題も、先ほど議論しました空き家の問題も、まさに郡上市の将来の姿をどうしていくかというふうな問題であると思っておりますので、単発に考えるのではなくて、将来の郡上の姿をそれをまた市民と共有しながら、細部の問題だと思っておりますので、将来の姿をつくりながら対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で田中康久君の質問を終了いたします。

---

◇ 山 川 直 保 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、1番 山川直保の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 失礼いたします。通告に従いまして、質問をさせていただきますが、ちょっと順番を、議長、変えさせていただきます、済いません、大項目につきまして、2番、3番、1番の順でよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、本市における救急体制についてという大項目をうたっておりますけれども、まず初めに、本市におかれましては、消防長を初め消防署職員の皆様方が、昼夜問わず、また365日、人の命を守るという重要な任務に献身的に当たっておられますことに対しまして、改めて感謝と敬意を申し上げます。

そして、市民病院や民間の医療機関とともに緊密な連携を図られまして、市民の皆様や本市を訪れる観光客の皆様方をお守りいただいておりますことは、本市にとって重要な組織であるということとは言うまでもありません。

そこで、さらに郡上市民の皆様方が安全・安心して暮らしていただくためと、そしてまた郡上市に訪れる方、多くの方々のためにも、本市の救急体制の充実は今後欠かせない大切な政策の1つと考えております。

そこで、今回の質問におきましては、AEDに関連する質問をさせていただきます。

まず最初に、私の理解するAED、この設置の必要性はもちろん皆様方も御承知のとおり、心疾患、またショック症状による心停止の際、早期に使用することによりまして、蘇生の確立が上がるということだと、簡単に言えばそう理解しております。それに関連しまして、順に質問をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、市内各振興事務所及び遠距離地と思われる市内の集落10カ所、これは任意で結構ですが、そこまでの救急車到達時間をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えします。

まず最初に、現場到着時間、この現場到着時間というのは、119番で救急を覚知してから救急車が現場に到着するまでの時間のことを現場到着時間といたしますが、まず消防署所から振興事務所までの現場到着時間ですけれども、5分以内で到着できるところが八幡、和良、白鳥、美並の振興事務所です。それから、20分以内に到着できるところが大和、高鷲、明宝振興事務所であります。

次に、消防署所からの距離の遠い集落、ここですけれども、まず30分から40分を要するところが白鳥の石徹白、それから明宝の小川地区です。それから、20分から30分を要する場所ですけれども、まず高鷲地域ですと、ひるがの、上野、西洞になります。あと八幡の宇留良、それから明宝の奥住、

寒水、気良が20分から30分を要するところです。次に、10分から20分ということで、これは高鷲町の切立地区になります。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 全国の平均は8.3分というふうに言われております。今、消防長からの答弁をいただきます中で、30分から40分、しかもこれがもし冬期間としたならば、かなり1時間近くかかるところもあるんじゃないかなんかということを思っております。そうした現状はよくわかりました。

そこで、県内各自治体と比較する本市の救急車の到達平均時間をどのように認識しておられますか、消防長にお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず最初に、当本部、郡上市の覚知から現場到着までの平均時間ですけども、これは10.9分かかっております。岐阜県内には22の消防本部がありますけども、22の消防本部の平均の現場到着時間、これは8分です。それから、現場到着までの県内の他本部との比較ということで、県内の14本部を抽出しまして確認をしました。まず、6分台から10分台までであるわけですけど、6分台が岐阜市、多治見市、飛騨市、それから7分台が大垣、瑞浪、各務原、8分台が揖斐郡、中濃、それから高山市、下呂市、土岐市、9分台が中津川市、加茂、10分台が恵那市という状況になっております。

当本部の現場到着時間は、県内の本部の中では遅いです。この辺を県内の各消防本部の1つの消防署、または出張所あたりの管轄面積から、現場到着時間の分析を少ししてみました。その結果ですけども、一様に1つの署所あたりの管轄面積が少ないと、現場到着時間が短い、早いとは言えないということです。

例を申し上げますと、まず加茂消防本部管内ですけども、ここは面積が郡上の約4分の1です。消防署所の数は、郡上は4つありますけども、加茂は12署所あります。ですが、現場到着時間は9分を要しているということです。それから、高山市については、1つの消防署所が管轄する面積は県内で一番多いんですけども、8分台と比較的早い時間で到着をしております。あと、恵那市ですけども、ここは面積が郡上の2分の1、半分で署所数は同じなんですけども、これでも10分を要しているということが言えます。

その要因としましては、管轄面積が広くても、管轄する総人口のうち、その多くが消防署所の付近にある場合は、救急件数が当然人口が多ければふえますので、短時間で到着できるところがふえますので、その分、平均時間が短くなるということ、それから集落が円形、または縦長、それから

深い洞がたくさん点在していることによって左右をされるということが言えますし、あとは高速道路があるかないか、それから道路状況、幅とかカーブとか、峠とか雪道等によって左右をされます。

参考までに、先ほど言われましたように、全国の現場到着時間は平均が8.3分です。当本部の現場到着時間の評価ということですが、県平均より2.9分遅い、原因は地形的に人口が集中する平野部が少ない、それから幹線道路沿い以外に深い洞が多く、集落が点在している、それから冬季の冬の道路状況による所要時間の増大ということが考えられます。

スキー場への出動件数が多いということも言えます。平成25年は77件、スキー場に救急車が出ております。これの平均時間が26.4分で、仮にスキー場の出動を除いた当本部の平均時間は10.16分で、44秒短縮されるということになります。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) 今の答弁をお聞きしておりまして、私、1つ思いますことは、高山市は非常に全国でも広い町であります。ここの平均が全国の平均と同じ8.3分という平均なんですね。ここもちろん奥山ですし、雪深い。今、人口密度が高ければ高いほどその率が下がるということ、これはもちろんのことですけれども、郡上が掲げる安心・安全、そして住みよい里、そして若者が定着するということを考えましたら、例えば石徹白地区、小川地区といったら、そこへは安全・安心という気持ちで住みたくなる、ならないということをこういうところで判断しましたら、その判断はどうなるかということも私は想像いたします。

私は、せめて8.3分に郡上もするべきと、それこそがやはり人口の上でも施策の1つになるんじゃないかなということを今感じました。それをぜひ目指していただきたいと思います。

次に、本市における救急出動、心疾患等のうち、救急車の到着までにAEDが疾患者に用いられた例及びその効果、また心疾患の出動回数から見る救急車の車両到着前のAED使用回数、これ24年度、25年度がわかれば、その実績をお伺いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) それでは、まず最初に、一般市民がAEDを使用した事例から、1つだけ報告させていただきます。

これは、平成23年の12月ですが、国道上で交通整理をしていた警備員が倒れて意識がなくなったという事例です。工事をしていました市民である作業員数名が119番を依頼され、そしてAEDを依頼、すぐに心肺蘇生を実施されました。その後、振興事務所から到着をしましたAEDを使いまして、除細動を2回実施されました。2回実施後に心臓と呼吸が再開をした、意識は戻らなかったんですけども、呼吸と心臓は動き出したということです。救急車に引き渡しましたが、後、こ

の方は社会復帰をされました。卒倒してから、倒れて意識がなくなってから、早い心肺蘇生と、それから早い時期での除細動により、救命できた事例であると思います。

それから、平成24年、25年の救急車到着前の除細動実施件数ですけど、これは24年、25年ともにゼロ件です。ただ、平成21年と平成23年には、それぞれ1名ずつが救急車到着前に除細動を実施されております。

あと、心疾患への出動件数についてなんですけども、これは平成24年が138件ありました。これは、全搬送人員の8%に当たります。それから、平成25年は132件の心疾患への出動件数がありました。これは全体の8.2%ということであります。あと、救急隊が心肺蘇生をした件数と救急隊が除細動をした件数ですけども、これは平成24年は81件、救急隊が心肺蘇生をして、そのうち6名を除細動しております。この6名の割合は7.4%です。平成25年は67名の方を救急隊が心肺蘇生をして、そのうち5名の方に除細動を実施しました。割合としては7.5%になります。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) 質問を続けますが、④を今から質問いたしますが、⑤は削除させていただきたいと思います。

それでは、現在、市内におけますAEDの設置場所、これは公設、また民間も合わせてですけども、主な設置場所と箇所数及び屋内であるか、また屋外であるか、それからまた常時開放されて、24時間使えるものであるか、その箇所数についてお伺いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) AEDの設置箇所ですが、市内で全部で129台のAEDが設置をされております。ただ、129台といたしますのは、消防本部、消防署として、届け出というか、設置しましたよという届け出みたいなことを聞いた件数ですので、この件数よりも多い場合はあります。

まず、公的設置、それから私的設置というふうに分けますと、公的な設置が66カ所、私的な設置が63カ所ということで、半分は公的な場所に設置をされていると。それから、屋内外の比較ですけども、屋内が99カ所、屋外として30カ所です。それから、常時使用可能か否かということですけども、常時可能なところが40カ所、可能でないところが89カ所、常時可能なところは31%ということになります。

それから、参考までに、消防署から救急車が到着するまでに30分を超える2カ所の石徹白、小川についてですけど、石徹白についてはAEDは全部で5カ所設置されておまして、常時使用箇所が1カ所あります。小川については、2カ所設置されておまして、常時使用箇所が1カ所あります。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 今の報告をいただきまして、先ほどの答弁と交えて思いましたことは、平成24、平成25年度における救急車到達前のAED使用がゼロ件であったということからして、今、お答えになった常時開放率が31%、40カ所ということでありまして、この状態、設置状況であっては、やはり救急車到達前に使われる可能性というのは極めて低いということが言えるだろうということをおっしゃっています。

129カ所のうちの40カ所だけが24時間使えない、もちろん市役所とか学校の屋外にあるところは使えるんですけども、学校によっても屋内にあっても施錠されて、職員が帰られていると。外でスポーツ少年とかが野球などをされておっても、いざ鍵がどこにあるといったときに、蘇生が一番10分以内が確立が高いと言われてはいますが、それ以内に出せないと、だから何も機能がしていないというようなことが言えるんじゃないかなということをおっしゃっています。

例えば、これは心疾患に限らず、ハチに刺されてショック症状、もちろん川での水泳での心臓麻痺と、病気じゃないものも含まれるけれども、そこでいかに対応できる状態で郡上市はないかということが言えるんじゃないかなということをおっしゃっています。

結論といたしまして、執行部におかれましては、私はAEDを24時間しっかりと使用可能な設置方法に変えていただきたい、そのようにおっしゃっています。

例えば、一言で言うならば、市内の小中学校30校のうち、AEDが設置されては全部ありますけれども、24時間使用可能な学校は21校だというふうに、あらかじめいただいた資料にもございます。常時使用できない学校は9校あるということでありまして。これが教育委員会とされましても、屋外であったり、屋内であったりと、これをしっかりと統一されたい、そして24時間しっかりと使える場所に設置されたい、これは1つの規定をつくっていただければできるものと私は考えておられます。

また、加えて申し上げたいことですが、県のGPナビのほうで見ますと、AEDマップなるものがホームページに載っておりますけれども、これの中に高鷲の北保育園、高鷲保育園、北濃保育園は落ちておりました。確かめましたところ、高鷲北保育園を除く2つには設置してあるということをお答えをいただいております。

もう一つ、心配なことを指摘させていただきますと、例えば相生小には24時間使えるAEDがございません。屋内です。相生小から西中へ行って持ってくるために、5分はちょっとかかると思うんですね。それも10分以上かかってしまうんですね。外に設置するだけで、これはいいと思うんです。

例えば大和中、外で生徒たちが野球の練習をする。もしそこで、これも屋内につけてあって、24

時間出せません、先生が鍵を管理しておれば。大和の温泉へ行けばありますけども、もしそこが定休日だったり、先に閉まっておったりしたら、今度は振興事務所へ行かなければいけないです。振興事務所から行って、5分、5分、10分で来れるかといったらそうではない。ですから、これは学校施設についてはすぐ統一することは可能であると。

例えば美並でしたら、三城小、吉田小、郡南中、全部ナイター設備は今閉めていまして、まん真ん中広場に移されておる、そこで皆さんがやっているけれども、まん真ん中センターは閉まっておるため、会議でもしていない限りはAEDが使えないということですね。そのことで10分過ぎても蘇生する場合がありますけれども、かなり確率は下がるということです。

人口1人当たりの交付税1年の算入から考えましても、AEDはかつて40万円から50万円しましたけれども、今は20万円そこそこで買えます。大変安いものだと僕は思っておりますので、そのことにしたらずひ整備をお願いしたいと思います。

そこで、ここで市長に総括してお伺いしたいわけですが、今、全国の自治体では24時間開いているコンビニに公的に設置する、そうした自治体が少数ですけれどもふえつつあります。いわゆるコンビニに設置を進めるということは、あそこへ行けばあるということなんです。しかしながら、郡上市にはコンビニのない地域もある。ですから、郡上市市民がそれぞれが平等なように、同じ到達事態でAEDをとりに行ける場所にぜひ設置をされるように、そうしたほかの自治体が行っている政策に見習いまして、そうした運動を全国に広めていくためにも、郡上市がそうしたものを購入して置いていただけるように私も願っております。そのことにつきまして、公費を用いてそうした場所にも設置される用意があるかどうかを市長にお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） AEDの設置の数や公的、私的、あるいは屋外か屋内か、あるいは常時使えるか、使えないかというのは、ただいま消防長のほうから申し上げたとおりでありますけども、御指摘のように、できる限りといいますか、本来ならば、どこのAEDも本来は常時使用できるという状態にし、どこにAEDがあるかということも市民の皆さんに十分周知されるべきものであるというふうに思いますので、今、こういう形になっているということをもう一度御指摘の趣旨に沿って点検をして、即、例えば学校等の関係で常時使用可能にできるもの等については早速できるようにしたいというふうに思います。

そして、今、御提案のコンビニについてでありますけれども、確かにコンビニにあるということであれば、市民の皆さんは非常にわかりやすいという利点と、24時間、誰か人もいるということですので、屋外にあっても何らかの人が飛び込んできたときに、あそこにあるよというようなこともあるのかというふうに思います。

郡上市には19カ所、現在、コンビニがあるようございまして、コンビニの配置の場所も子細に

点検しますと、非常に消防署所から近いところであったり、あるいは先ほど申しあげました既に常時使用可能なAEDの設置場所と近接しているところというようなところもあるようですので、19カ所全てをえいやっとする必要があるかどうかということにはちょっとあるかとも思いますが、特にやはり常時使用可能ということ踏まえて、市民の皆さんがAEDを活用したいときにすることのできない空白地帯がなるべくないようにということで、もう一度体制を見直して、必要があれば、そうした御提案のようなことも検討してまいりたいというふうに思います。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） AEDの設置に当たっては、民間の本当に個人が八幡町北町でも自分の自宅の前につけられると、そして何か踊りのときでもあったときに使っていただけるようにという形のことをされている方もみえますし、そしてもう一つ、各振興事務所には置いてあるんですけども、宿直者がしっかりと使えるかどうか、多分全員使えるんだろうと思いますけど、そのあたりをしっかりと確認していただきたいということを思っております。

あと、保育士の方々は消防署からいろいろと講習も受けたりしているようでございますけれども、実際、それが一番大切なのは心臓がとまって倒れたと、心臓マッサージ、真ん中を押す、そしてAEDと大きく叫ぶ、誰かがとりに行く、それがもしも10分以内であったら、特に子どもたち、そしてお年寄りなどが運動会で集まって興奮して心臓がとまるとか、そういった施設にはぜひ24時間使える体制に早急にされたい、そんなことをお願いしておきます。

続きまして、地方債の質問に移らせていただきます。

1つ目といたしまして、地方債の借入先及び金融機関の個々の借入総額についてお聞きをいたしたいと思います。ただし、政府系は借入先を具体的に書いておりますが、政府系は結構でございます。市内の4つの金融機関について、A、B、C、Dでお答えをいただきたいと思います。総務部長、お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、25年度の決算の形で報告させていただきます。

まず、市債の25年度末の残高総額で408億3,898万7,000円でございます。464件でございます。その中で、市内の4金融機関からの借入現在高でございます。まず、合計で258億2,655万6,000円、133件ということでございます。また、その内訳としまして、Aでは47億4,558万4,000円、18件でございます。Bでは32億6,968万8,000円で21件でございます。Cでは99億462万9,000円で60件でございます。Dでは79億665万5,000円で34件でございます。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） それでは、市内の4つの金融機関におきまして、金利が年1.5%以上の借入総額と、またそのうち2.5%以上で借りられている総額をお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、金利が1.5%以上のものは104億9,706万1,000円で64件でございます。そのうちで2.5%以上のものは、15億3,204万5,000円で2件でございます。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） それでは次に、5年ごとに金利の見直しを行っている証書などもあると思います。その契約本数と借入総額をお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 市では、固定金利のほかに、5年または10年ごとの利率見直しによる証書借り入れということで行ってございます。そこで、25年度末では、金融機関からの市債借り入れ133件で、利率見直し方式で借り入れておるのが103件でございます。そこで、利率5年見直し方式による借り入れが69件で、19億1,227万5,000円でございます。利率10年見直しによる借り入れは34件で、187億2,633万7,000円でございます。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） まず、今の答弁で感じますことは、市内の金融機関で借入総額が258億円、そして1.5以上が104億円のうち、何と2.5%以上の利率で借りておるお金というものは15億円以上あるということですね。これは、一般企業の方々から見たら、どのようにこの金利を感じられるでしょうか。

私は、金融機関にとって、金融機関から見る自治体というものは、格付におきましても優良債権者ということで、一般の見識からそういうふうになっております。そうしたところ、2.5以上で借りられるということに関して、前もこうした交渉は余り行っていないというようなこともお聞きしましたけれども、そのあたりに一般企業から見たら疑問を感じる内容であろうということを思っております。

私が思いますのは、5年ごとの借り入れ、もしくは10年ごとの金利の見直しの借り入れ方法をとっていただけるのであっても、本市は特に地域の金融機関に対しまして、本市の事情を話しながら、理解、協力を得て、借入条件の変更を交渉する、そうしたことも必要があるのではないかとこのことを思っております。このことにつきまして、日置市長にお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 2.5%以上のものが、市中の金融機関から借りているもので15億円ほどあるということであります。金利は安いにこしたことはないわけでありまして、できるだけ今借り入れている市中からの縁故債については、市中の4金融機関で適切に競争もしていただきながら、そのときそのときで最善のものとの借り入れをやっているという形で努力をいたしております。

2.5%以上のものがそれだけあるということでありますけれども、現時点においては私どもとしては10年、あるいは5年という刻みの中で、金利の見直しという形でやってまいっておりますので、そういう時節が来たときに、これらのものについても適切な金利で、さらに条件見直しができるものについてはやってまいりたいというふうに思っております。

それぞれの金融機関において、例えば郡上市なら郡上市に対してどのような債権を持っているかということが、もちろん市側においてはできるだけ安くという要請がございますし、金融機関においてはもちろん市については信用もしておっていただくと思っておりますけれども、そうしたものを踏まえながら、次から次へと新しいものの金利の条件の提示というものもしていただいているというふうに思いますので、我々が現在の5年あるいは10年という金利見直し以上に、今の2.5%程度のものについて、これを今一定の見直し期間をもってやっているものについて、そういうルール外の形で余り無理をいたしますと、新発債といいますか、新しく借り入れるものについてのまた条件という問題にも響いてきますので、現時点においては私としては慎重に対応をしてまいりたいというふうに思います。

もちろん、こうしたことが金利の条件によって著しく市民に負担をかける、市の財政に大きな負担があるというようなことになれば、もちろんルール上の見直し期間にかかわらず、一定の交渉をすることはあり得るというふうに思っております。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 私、今、市長が答弁されました次の借り入れに支障が響くと、私はこれはないというふうに思っております。しっかりと地元金融機関は信頼していただけることを思っております。そして、一緒になってこの地域をつくろうという気持ちに、一緒になってもらえると思います。

ですから、私は金利2.5というのは15億円で掛けると三千何ぼになると思いますけれども、これは市のお金ですね。もちろん、その金融機関にも市内の方は勤めてみえますけれども、これはしっかりと節約するべく、僕はアプローチするべきと思っています。

そして、先ほど総務部長が答弁されました、A、B、Cという形でお答えいただいたので、どこにどれだけの借り入れがあるということは想像に皆様方にお任せしますが、月例監査の中で、基金の積み立ては金融機関名が出ておりますので、皆様方御承知だろうと思っておりますけれども、私は

多分、今、総務部長がお答えになったA、B、C、Dは、指定金融機関として優先、優先でないということが、このごろバランスが崩れてきておるような借入れの仕方じゃないでしょうか、そのあたりをまた今後御検討いただきたいということを思っています。

ここで、総務部長に再質問をいたしますけれども、例えば近隣の自治体が同じ事業で起債を起す、そうした場合に郡上市にある金融機関が関市や美濃市や可児市にもある場合において、同じ起債を起す場合に限っても、もしも金利が違うようなことはないでしょうか。それはもちろん額にも期間にもよるかもしれませんが、そうしたあたりを今までそういう情報をほかの自治体と照らし合わせたり、そういう情報をとったことがございますか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今まで、そのような情報はございません。特に、今言われましたように、やはり額とか償還期限等々によって率が非常に違うということでございますので、よろしくお願いたします。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 同じ自治体であれば、そうしたことを裏の裏でもいいですけども、そういう情報を聞きながら、これは1つの行政もみんな企業ですけども、企業として、そうした情報はとるべきと私は思っていますので、ほかの自治体にもぜひそうした金利などを、同じ事業、同じ起債を起した場合ので照らし合わせてみてください、研究をしてみたいということをお思っております。

それでは、1つ目の大項目の農林水産市場のかかわりについてお伺いしたいわけですけども、時間がなくなってまいりましたので、市長に簡単にお伺いをしたいと思います。

今月の9日から、郡上鮎が岐阜市場に出ました。そして、あさって18日から、高鷲のひるがの高原大根がいよいよ市場に出ます。13年ぶりの高値をつけた、昨年、115円、そして約6億円の売り上げも上げましたね。郡上市の農林水産業というものは、古くからその地域に住む人々の生きるためのなりわいとして、ずっと根づいております。耕地整備もされて、お金のかかった圃場もたくさんあります。こうしたものを基盤として、そして観光、そして商工業を振興させていくというのは、根底の考えであると私は思っております。

そうした中で、この間、大阪市場へ私は2日間、JAの幹部と、そしてひるがの高原大根生産組合の幹部と行ってまいりました。大阪市場、名古屋市場、岐阜市場、そして次の日には岐阜県の農政部長にも陳情、そして情報交換いたしました。三島部長も同席されました。そのとき、大阪の市場のトップの人が言っていました。大阪の市場へも今どんどんと、知事さんや、そして市長さん、首長さんが来て、いろいろなアピールをしていったり、そして大きい有名ホテル、そして量販店に

も市長さんがトップセールスで来られますよと言われました。

私は、これが一番、地域がよいものを出すというより、よいものを生産して出すことは一番でありますけれども、その次には地域の競合する産地の情報をとることとか、もう一つはトップが意気込みがあるか、情熱があるかということ市場は反応してくれるんです。そういうことにつきまして、私は市長にもぜひとも直接何かの機会がございましたら、花でもイチゴでも、今、市場がトマトでもどんどん7月から出てきます。そういうところに足をお運びいただきたいと思うわけなんです。ですが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ぜひともそのようなところへ行って、郡上市の熱意を示したいというふうに思います。

（1 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ありがとうございます。そうした組合とかの市場回りのときの日にもまた市長にも申し上げますので、また同行させていただきたいということを思っています。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で山川直保君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2 時 1 6 分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2 時 2 9 分）

---

#### ◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（尾村忠雄君） 6 番 野田龍雄の質問を許可いたします。

6 番 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 日本共産党の野田龍雄でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

3 点の質問を行います。3 月議会でもお聞きしたところがあり、一部重複しますが、やはりちょっとお聞きをしないと心配だということもありまして、質問を続けさせていただきます。

1 つ目は、介護保険制度の改悪に対する市の対応についてということで、3 点に分けてお聞きをします。

介護保険法の改正が閣議決定をされて、国会での審議が始まっております。介護保険の要支援者

の訪問介護と通所介護が削減をされ、市町村の地域支援事業に移行させる、要支援者を介護保険制度から追い出すことになるのではないかと、大変心配をしております。新たな地域の総合事業として、ボランティアやNPOを活用し、非専門職によるサービスの提供なども考えられており、事業者を指定する場合には、現在の訪問介護、通所介護の報酬以下の単価を設定する仕組みになっておるように思われます。

介護保険の要支援者、訪問介護、通所介護、このほかに特養の入所対象を介護度3以上に限定をし、2以下の人は在宅へ移行するとか、一定以上の所得者の利用料負担の見直し、これは1割から2割へ上げるといようなことなども計画されております。これについては、先日、4日ほど前で、共産党の参議院議員が追及をし、その根拠になる数字がはっきりしないということで撤回をされるようになりましたけれども、今後、十分見守っていく必要があるというふうに思います。

また、補足給付の見直しなど、現行の給付体系の大幅な改悪を図るものであると考えます。郡上市においては、こうした改定によって、どのような問題が出てくると予想しておられるか、市長の認識を伺います。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、現在、いわゆる医療介護総合法案とっておりますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案と、こういう大変長い名前の法律案が今国会で審議をされているということでもあります。ただいま冒頭御指摘になりましたように、現在の介護保険給付でやっております要支援の1・2の方たちの例えば通所介護とか、在宅のそうした支援というようなものについて、訪問介護と通所介護につきまして、現在の介護保険給付というところから、いわゆる市町村が行っております地域支援事業という範疇に移そうということでもあります。

今、こういう見直しがなされていることは、なぜこういうことが検討されているのかということを考えなければいけないと思いますが、非常に高齢化が進んで、全体に介護の需要というものも増大してくる、そういう中で例えば国民の皆さんが負担する介護保険料を余り上げないで抑制をするためにはどうしたらいいか、あるいはまた公費投入ということもあるわけですが、税一つとっても、例えば消費税の引き上げというような問題も大変大きな問題でございます。

そういう中で、またそれから利用者の利用料というものもできるだけ安く抑えなければならないと、そして当然介護サービスの内容は質を必要な分は必要なだけ落とさないようにするといったようなこと、それからまたもちろん介護をこれまでもかかわっておられます事業者の経営というような問題もあると、そういういろんな問題、変数の多元連立方程式のようなものをどうやって適切に解いていく、それからそういう今後の介護の姿をどういうふうにとっていくかという模索がなされ

ている中での1つの考え方であるというふうに思います。

したがって、市町村の地域支援事業へ訪問介護とか通所介護について、そちらのほうの範疇に移されるということをもって即改悪であるとか、そういうサービスの削減であるということは必ずしも言えないというふうに私は認識をいたしております。

例えば、当然通所介護等のサービス内容の中には、お買い物であるとか、あるいは自宅のお掃除であるとかといったようなものがございます。こういうようなものについては、例えば従来行っておられます介護のサービス事業者でなければ本当にできないのかと、NPOの方や、いろんなボランティアの方でも、必要なサービスが適切な費用でできるということになれば、したがってそれは介護保険全体の財政の改善にもつながりますし、それから利用者自身の利用料の負担の軽減にもなるということですので、こうした発想そのものが即改悪、削減ということではなくて、やはり先ほど申しあげましたようないろんな要素を、これから安定的に介護保険というものが立ち入っていくように、どのように制度を構築していくかという問題から捉えて、郡上市は郡上市なりにそうした問題をそういう形でやっていく場合に、果たしてどのような問題があるか、どのように今後介護保険の事業計画の中に位置づけていくかという形で検討をしていくべきものであるというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 改悪ではないという見解のようですが、少なくとも今まで介護給付で行われたものが、それでは行われずに、市町村へ移される、外されるということ自体は、介護保険そのものの今までの給付の内容が変わるということで、改悪であるというふうに私は思いますし、もちろんそれが地域の中で十分今までの質を落とさずにやれば結構なことで、今言われたような工夫によってはそういうボランティアとかいうものを活用することもできることはあると思いますけれども、大事なことは、こういう初期の介護を必要とする人たちのサービスを専門以外の方に委ねることになる、そのことによって、本来ならば軽度のうちに取り組んで、そういう重症化するのを防いでいる大事な役割、こういうことが無視されるのではないかと心配しているんです。

そういった点で、非常に問題があるというふうに私は思いますが、ちょっと次のところへまた進みたいと思います。制度の安定的な運営ということで、経済的な面を言われましたけれども、これについてはまた別の見解がありますが、私は全然今の政府のやり方が、消費税を上げて、そして大企業の企業減税をやるというような中で、一般の国民は一体どうなるのかという非常に大きな心配をしておるわけですが、そういった全体的な中で考えていく必要があると思いますので、これはまたの議論に譲りたいというふうに思います。

2つ目は、要支援、訪問介護と通所介護が市町村に移されることになる、この場合に、今、大ま

かなことはこうやって工夫していくんだというふうに言われましたけれども、この中で例えば事業者なども大変苦しい立場になるのではないかと。せんだっても、ある事業者の方の会に行ったときに、心配してみえました。そういうことも実際には起こるのではないかとというふうに思うんです。

そういった点で、地域の介護、あるいは福祉を守っていく市町村として、今こういう大きな曲がり角にあるというふうに私は思いますので、ぜひともこういった点では努力をしたいんだという市の姿勢、市長のお考えをぜひ表明していただきたいと、守っていくという立場でのお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 当然、介護の事業者の方々は、介護保険のサービスの重要な支え手でありますので、こういう制度改正によって、事業がとても成り立っていかないというようなことになっては、それはいけないという認識も片一方では持っております。

今回のこういう制度改正に伴って、確かに一口にNPO、ボランティアと言いますが、そういう支え手も果たして具体的に郡上市においては確保できるのだろうかというような問題もありますので、十分こうした制度変更に伴っては、従来の既存のサービス事業者の御意見、あるいはそういうNPO、ボランティアの方々の御意見等もお聞きをして、そういう例えばサービスのこういうサービスは従来どおり事業者の皆さんの高度な専門的な技能や知識が要るなというようなものはそういうところへお任せをすとか、あるいはこういうサービスについては例えばNPOの方でも十分やっていただけるんじゃないかと、そのことが特に介護を受ける、サービスを受ける方々に対してサービスの低下になったり、ましてやその後の要介護度が進んでいくような悪影響を及ぼすといったようなことのないサービスはどんなものがあるのかというようなことは、十分これから関係者との間で協議をしていく必要があるものというふうに考えております。

（6 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 今のところは私もはっきりわかりませんので、心配だなということで申し上げておるんですけども、具体的になれば、そういった点もある程度は課題といいますか、市として取り組まないかん問題も出てくるというふうに思いますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

今のお話では、次の3点目のそうしたこういう介護がだんだん厳しくなるのではないかとという情勢の中で、市としてできる介護保険の充実、ないものだろうかということで、今のところはまだ具体的な話はお聞きしておりませんが、市長は先を見通していろんなことを考えておられる方でございますので、何かそういうほかの市町村でもやっていないようなこととか、あるいは私、最近小野の地域に住んでおるんですけど、本当にお年寄りがふえて、お年寄りだけの家庭があるん

ですよ。しかも、2人で支え合ってみえる。そして、いろんな問題があって、いろいろ相談を受けるようなこともありますので、そういった人たちの希望を、市にこういうことを相談すればいいんだなと思えるような、そういう施策を何としても充実させていただきたいと思いますので、1点だけでもそういった点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど私はこういう制度改正が、要支援の方の特に通所介護、訪問介護というようなものが必ずしも改悪、切り捨てでないということを申し上げました。

その1つは、今現在の政府の説明によれば、通所介護、訪問介護等については、範疇は地域支援事業のほうへ組み直すけれども、そのサービスを支える財源については、これは介護保険給付の現在保険給付でやっている国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、第1号保険料が21%、第2号保険料が29%というような、現在の介護保険給付の中の財源構成と同じ形でやりますよということを約束しておりますので、それが確実に守られるように、我々もしっかりしていかなければいけないというふうに思っておりますが、こういう制度改正に伴って市として何がやれるかということでもありますけれども、もちろん従来からの介護保険給付の範囲のサービスについては、一定のサービスの質や量やサービス料というものは全国一律で保険給付の中で決まっていますので、今、こういう形で地域支援事業の中へ仮に組み込まれるものがこういう形になるとすれば、やはり郡上市にとって本当にそういう要支援の方々の必要なサービスは何なんだろうと、そういうものについてどういう方々がそれを支えてくれるかというようなことについてのきめ細かい話し合いが必要だろうというふうに思いますし、それからそういう市としてできることは、そういう新しい制度へ移行していった場合のNPOであってもボランティアであっても、そうした介護というものに対するしっかりした訓練というものも必要だろうと思いますので、そうしたサービスが円滑にいくような人材育成といいますか、そういうようなことについては考えていかなければいけないというふうに思っております。

従来のもちろん一定の介護士の資格を持っておられる方々の養成も、これももちろん市としてはやっていかなければいけないと思いますが、仮にそういうNPOやボランティアにもそういうサービスに対して門戸が開かれるということであれば、市としてもそれが適切に行われるような研修であるとか、そういうようなことはしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 課題はいっぱいあるのではないかとこのように私は思っていますので、今後ともしっかり見守り、市としても対策を考えていっていただきたいというように要望しておきたい

と思います。

きのうはちょっとまちづくりのワークショップというのがあって、皆さんのお声を聞きたいなど思って行ったんですね。そして、一緒に小グループで話し合いしたんですけど、本当に真剣にそういうお年寄りの問題をどうしたらいいんやろうと考えてみる人がたとみえるんです。そういう点でびっくりしましたし、さっき言ったそういうボランティアの方、あるいは一般の方の中で、そういう引き出せばきっと力になるようなものがあるというふうに私は感じましたので、そういった点でもぜひともそういう人が進んで参加できるような機会をぜひ生かしていただきたいと。

びっくりしたのは、ごく近所の人で、余り話をせん人が来てみえて、初めていろいろ話をしたと、10年ぐらいすぐ近所なので、挨拶はするけれど話をしななんだなのに、この方がこういうことに関心を持ち、まちづくりのことにまでいろんな意見を出してみえるということに本当に感心をしたので、そういった機会がぜひとも今後も生かされていくことを望みたいというふうに思います。

続いて、次の問題に移りたいと思います。2つ目は農業問題なんですけれども、これも一度お聞きをした問題であります、もう少し具体的な動きが出てきておりますので、特に安倍政権の農政改革方針と郡上市の農業振興について伺いたいと思います。

1つ目は、TPP協定締結で、日本の農業は大きな打撃を受けるのではないかと、国民の皆さんの大きな心配があります。自民党の農政改革方針は、どうも大規模農家だけ生き延びる計画、地方の小規模家族農業はますます苦しくなるのではないかと、こんな印象を受けております。安倍内閣は、農産物輸入の全面自由化に直結するTPP交渉の早期妥結に向けて動いております。本当ならば去年の暮れまでにと言ったのが、なかなか交渉が煮詰まらなんだということで引き続いておりますけれども、だんだん譲歩していくのではないかとというふうに私は心配しております。

その中で、今回、担い手経営安定法案と農業の多面的機能促進法案、こういうものが衆院本会議で13でしたか、可決されました。競争力のある経営組織の育成を強調し、大多数の中小農家を切り捨てる農政改革ではないかというように心配しております。日本共産党の議員は、安倍農政改革実施法案であり、農業の家族経営と地域営農を一層困難にする交付金対象を選別して現行の対象戸数の半減以下、半数以下に減らす、交付基準も耕作面積から生産数量に変更することで、中山間地に打撃を与えるなどという指摘をして反対しましたけれども、農業の多面的機能促進法案についても、参入企業などが経営規模を拡大しやすいように、水路や農道などの管理を地域住民に分担させる狙いだ、こんな意見も出ておりました。

家族農業を中心にしてきた戦後の農政を大きく変えて、農業、農村を営利企業のもうけの対象に変えようとしておる。こんな農政を続けていては、農業の危機はますます広がり、国民の食料供給も危うくなるばかりであります。この農政に対する市長の認識をお伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 非常にグローバル化の進んでおる現在において、いろいろな情勢に対応していかなければならないということはあるというふうに思いますが、まずT P P交渉については、我々国民にはその内容がはっきりわからないので、何とも申し上げかねるところがございますが、ただやはり私も例えば現在の政権が衆議院総選挙のときに公約で掲げていたような重要5品目、いわゆる米とか麦、牛、豚肉、乳製品、甘味資源作物、こうしたものは守るというふうに公約をして選挙を戦ったわけでございますので、どうも5品目といっても、またそれぞれの各品目に変細分化された領域があるようでございまして、基本的には守るけど、ここはというようないろいろなこともあるようでありまして、やはり基本的には国民に対する最初の約束というものを、農民に対する約束というものはきちっと守ってもらわなければいけないということは考えております。ぜひ、そうしてもらいたいというふうに思います。

それから、現在、確かにこういうT P Pの今後の展開等も踏まえて、今年度あたりから大変幾つかの農政の改革の柱というものが出てきております。それはただいまいろいろおっしゃいましたけれども、例えば農地の問題については農地中間管理機構の創設であるとか、また従来のも米等に対する経営所得安定対策等についても見直しが見られるとか、数々のこうした制度改革が出されてきておりますけれども、こうしたものは非常に大規模な農業が展開できる平地の農業、そういったものを主眼に置いて、そういうものを極論に効率化していけばいけるんだというようなところがござい

ます。そういったところについては、我々郡上市のような中山間地農業というものを守り、そしてそのことによって国土を守っているという立場からすると、この点に関しては野田議員の御意見、御感想と全く私も同じように思っております。決して、こうしたところを切り捨てていいんだということではないというふうに思っていますので、我々の郡上市のような地域において、あるいは郡上市のようなところの農家等の実情に応じて、健康でおいしい食料生産というものができるといふような道といふものは確保していただきたいということを思っておりますので、そうしたことは強くまた要望してまいりたいというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 地域のそういった声をぜひとも生かして、大事にできるような農政が進めるように努力をいただきたいと思っておりますし、続きまして、日本の農業を再生し、食料自給率を向上させるということは待たないというふうに考えます。国連も2014年を世界家族農業年に指定して、大規模な企業的農業が環境を破壊し、飢餓を広げていると批判をし、中小農家の役割を重視するよう訴えております。国際的なそういった声広がっているというふうに私は思います。多くの国民も、農業、農村の現状を憂え、安全な食料は日本の大地からを切実に願っています。

このような情勢の中で、郡上市もいろんな努力がされておるといように伺っておりますし、見聞きをしております。そんな中で、きょうは郡上市の農業施策の特徴的な点について説明していただけるといいのではないかとというようなことで質問します。

郡上市はいろんな取り組みを進めていますが、市として農業振興の核といたしますか、中心となる施策、どこに中心を置いているか、どこに力を入れているか、農家が希望を持って意欲的に取り組める振興策が必要であるというふうに考えますが、現在の農業振興の施策の中で特に力を入れていることや、今後の農業振興に大きな意義を持つ施策はどんなものがあるか、これは農林水産部長さんにお聞きをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 郡上市におきましては、中小の農業者が多くございますので、中小農業者を守っていくのは非常に重要なことだと考えております。現在、郡上市が抱えております農業問題でございますけど、人口の減少であるとか高齢化に伴います農業者の減少、それから担い手の不足、それから新たな担い手の育成、そういったものが非常に大きな問題になっておるといところでございます。

今後、郡上市の農業、農地を守っていくためには、こうした農家の後継者の育成、あるいは新規農業者を確保していくということは非常に重要な施策だというふうに思っています。

また、その一方でございますけど、大規模な農業をやっておられるところもございますので、そういうところにつきましては、認定農業者でありますとか、集落営農といったそういった法人等に関しても、支援をしていく必要があるというふうに考えております。

そのためでございますけど、市としての施策でございますけど、まず農地、農業を守るために、今、人・農地プランというものを作成しておりますけど、そういったものを進める必要があるかということで、現在、各地域の担い手であるとか集落のほうに市のほうから説明に上がりまして、人・農地プランを作成していただきたいと、これは地域、集落全体で地域の農業を守り、どうやって農地、担い手をつくっていくかとか、そういうことを考えていくプランでございますけど、そういったことに積極的に地域でかわりを持ってつくっていただきたいと、そういうことを積極的に進めていきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、これは今現在、国が進めております多面的機能、日本型直接支払いでございますけど、ここにつきましては郡上市の農村が抱えております郡上市的な農村風景といたしますか、そういった風景ですし、農地にはさまざまな機能があるということで、これを大切に守っていく必要があるということだと思います。

そういったところでございますので、現在、今あります制度の中に中山間直接支払い制度というのがございますけど、そういった参加加入者が174協定ありますけど、そういったところにつつま

しても、新しい多面的機能の日本型直接支払いのほうへ入っていただきたいということにアンケート調査をいたしまして、174のうち現在のところ150協定がそちらのほうへ加入してもいいというようなアンケート結果を受けておりますので、これからそういうところにおきまして協定を新たに結んでいただきまして、農地の維持管理のほうを進めていきたいというふうに思っております。

3点目でございますけど、先ほど山川議員からもありましたけど、郡上市にはひるがの高原大根でありますとか、ハウレンソウ、あるいは南天等の花卉、そういったものの特産物がありますので、そういったところの産地化、あるいは新しい商品の開発ですとかブランド化、そういったものを振興していきたいというふうに思っておりますし、6次産業化等も進めていきたいというふうに思っておりますし、そういった栽培研修等についても実施していきたいなというふうに思っております。

4点目でございますけど、やはり郡上市には小規模な農家等がございますので、そういった農家が作成されております朝市ですとか青空市場、学校給食等へ納入されております小規模農家がございますので、そういった生きがいの農業というんですか、そういうことをやっている人に対しても支援をしていきたいという思いがございまして、今年度も農業アドバイザーでございますけど、2名置いておりますので、そういったことから野菜の栽培法、あるいは農薬ですとか、そういったことの研修会などをして、小規模な農家の生きがいのある農業というものをぜひとも進めていきたいと思っておりますし、それとともに安全ということで、農薬でありますとか、そういったことに対しての指導もしていきたいと思っておりますし、また小規模な設備、ビニールハウスとか、そういったものがありますので、そういったものを設置するための補助、そういったものについても助成をしていきたいと思っておりますし、そのことによって郡上市の食料自給率を上げていきたいと思っておりますし、地産地消についても進めていく必要があるのではないかとこのように思っております。

こうしたようなことで、今年度につきましても、地域の農業や農地につきまして、地域、市、それから生産者、それから農協等の事業者等もございますけど、そういったところとも手を連携しながら、担い手の確保を支援しながら、地域ぐるみで地域農村の活性化を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) たくさんのいろんな課題があるわけで、大変だというふうに思いますが、特に方針が変わったときなどは地域に対する説明を、今も174協定あるのが150ほど入られたと、新しいほうへやられるんですが、そういう中で入ったけども不満であるということがないように、新しい協定がこういうプラス面があるということをはっきりさせながらやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありませんので、ここまですりまして、次は教育委員会制度の改革について、

この前もお聞きをして、十分聞けずに済んでしまいましたので、申しわけありませんが、お願いをします。

これは、先般、参議院の本会議でこれも13日でした、賛成多数で可決・成立しました。これだけじゃなしに、いろんな新しい制度がどんどん今の安倍政権のもとで進められようとしております。その中には大変心配な内容もありますので、特に今回は教育委員会の首長主導の教育行政といえますか、教育委員長をなくして教育長が兼任をするというような内容になりますが、こうしたことについて教育長はどのように捉えてみえるか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 時間がございませんので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案ですが、その要点についてお答えをしたいと思います。改正の概要を大まかに2点に整理をしますと、1つは地方教育行政の責任の明確化ということで、教育委員長と教育長を一本化して、新たな責任者として教育長を置くと、それからその次が、教育長は市長、これは市長というふうに読みかえますが、市長が議会の同意を得て直接任命、もしくは罷免を行うと、それから3点目が、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する、そして教育長の任期は3年とする、教育委員は4年ですが、こうした改革がされたわけですけれども、ここの内容で考えられますことは、1つは教育委員会は引き続き執行機関ということになっておりますし、ある意味で職務権限が教育委員会に残っているということから言えば、政治的中立性はある程度確保されているというふうに思っているというふうに思いますし、それから教育長の任命・罷免につきましても議会の同意が必要なことですか、あるいは罷免の場合は非行があった場合だとか、あるいは心身の故障があった場合、いわばそういう歯どめがかけられております。したがって、恣意的な罷免とかといったことは考えられないというふうに思いますので、そういう意味から言いますと、教育の政治的中立性、あるいは継続性というのは確保されているのではないかとこのように思っております。

それから、もう一点は総合教育会議の設置なんです。これは教育の大綱を決定するという事ですけれども、構成は市長と教育委員会、それから教育の振興に関する施策の大綱を決定するという事、もう一点は、この会議で調整されたことについては構成員は尊重するという事です。いわば市長、市長部局と教育長、教育委員会との連携というのがより計画的に行われる可能性はあるという意味で、そういう意味で教育行政を効率的に推進していくには、総合教育会議というものについては機能していくというふうに期待もしております。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 実質的にはそんなにはというお話ですけれども、私は大変心配しております。

現に、そういう形で、大分これは修正されたんですけど、当初のあれとは、いろんな批判があって、ですけれどもこれになったということで、これはいわば教育の政治的中立、そして教育に対して教育委員会が責任を負うということが薄まるんじゃないかというふうに僕は心配しておるんです。

そういう点がないかどうか、今後、これは見守っていかなければならないんですけども、時間もありませんので一言だけ、そういう首長が主導していくということに関しても、今、そんなに心配はない、一緒にということでしたけども、そういうことについての問題があると私は思いますので、一言、教育長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それは私が答弁していいかどうかはよくわからないことですが、少なくともこういった仕組みの中で教育行政を行っていくことですので、そう心配はないというふうに認識をしております。

（6 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 十分上手にお聞きしませんでしたので、時間がなくなって申しわけありませんでした。農林水産部長さんのほうも、申しわけなかったと思います。

これで質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で野田龍雄君の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして、御苦労さまでございました。

（午後 3時11分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議員 山 田 忠 平

